

第68号議案

令和5年12月25日
任用給与課

東京都規則等の一部改正について (勤務時間関係・会計年度任用職員関係・給与関係)

標記の件について、下記Ⅰの東京都規則等の一部改正については、申請(別添1)のとおり承認し、下記Ⅱの人事委員会承認事項の一部改正については、申請(別添2)のとおり承認する。

記

Ⅰ 東京都規則等の一部改正(別添1)

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 6 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 7 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 8 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 9 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

- 12 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 13 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 14 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正
- 15 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 16 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

II 人事委員会承認事項の一部改正（別添2）

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外8任命権者）

I 東京都規則等の一部改正

1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

育児時間の利用期間等の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
育 児 時 間 第21条第1項 第2項	<p>【利用期間の拡大に伴う規定整備】</p> <p>「生後1年3月に達しない生児」 →「生後1年6月に達しない生児」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(参考) 現行の育児時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生後1年3月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇 ○ 1日2回それぞれ45分間承認する。ただし、任命権者の承認を受けた場合には、1日について2回を超えず、かつ、90分を超えない範囲内で1回につき30分以上（生後1年に達し、かつ、生後1年3月に達しない生児にあっては、15分以上）で45分に15分を単位として増減した時間とすることができる。 </div>
災 害 休 暇 第25条第1項 第1号(新設) 第2号(新設) 第2項 第3項	<p>【取得要件の見直しに伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (現行) 職員の現住居が地震、水害、火災その他の災害により滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合 → (改正案) 地震、水害、火災その他の災害により次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当と認められるとき <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき 2 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき ○ 休暇の起算日に、災害により「生活に必要な水、食料等が著しく不足した日」を追加 ○ 休暇請求時に示す証明書等に、災害により「生活に必要な水、食料等が著しく不足したこと」を確認できるものを追加

介 護 休 暇 第27条第3項	【利用方法等の見直しに伴う規定整備】 ○ 承認期間の変更又は利用方法の変更を各承認期間につき1回に限り行うことができる旨の規定を整備 (承認期間を短縮する変更はできない運用としていたが、各承認期間につき1回変更できるよう規則に規定) (利用方法の変更は、連続する6月の期間経過後に各承認期間につき1回と規定していたが、連続する6月の期間内でも行えるよう規定を整備)
施 行 期 日 附則第1項	令和6年1月1日 ただし、次項の規定は公布の日(令和5年12月27日予定)
経 過 措 置 附則第2項	育児時間、災害休暇、介護休暇の請求等は施行の日前においても行うことができる(育児時間、介護休暇については、会計年度任用職員勤務時間規則において準用する場合を含む。)。

2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「I」の「1」と同様の改正を行う。

3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

災害休暇の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容
特 別 休 暇 第15条第1項	【災害休暇の導入に伴う規定整備】 特別休暇に災害休暇を追加
災 害 休 暇 第23条の2（新設）	【災害休暇の導入に伴う規定整備】 災害休暇については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第25条の規定を準用する。
期 間 計 算 第30条	【災害休暇の導入に伴う規定整備】 休暇の期間に勤務を割り振られない日も含む取扱いとする休暇に第23条の2（災害休暇）を追加
施 行 期 日 附則第1項	令和6年1月1日 ただし、次項の規定は公布の日（令和5年12月27日予定）
経 過 措 置 附則第2項	災害休暇の請求等は施行の日前においても行うことができる。

4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

6 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

7 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

8 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

「I」の「3」と同様の改正を行う。

9 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤勉手当の導入等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
題 名 趣 旨 第 1 条	【条例名の改正に伴う改正】 「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則」 → 「非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則」 「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」 → 「非常勤職員の報酬等に関する条例」
報酬の減額免除等 第15条第2項 第8号(新設)	【第一種報酬の減額免除】 ○ 報酬の減額免除事由に災害休暇を追加 ○ 号の新設に伴う文言整備
期末手当の支給割合算定に係る在職期間 第19条第2項第3号	【第15条第2項の号の新設に伴う文言整備】 「第15条第2項第9号」→「第15条第2項第10号」
勤勉手当の支給対象外職員 第24条(新設) 第1項 第2項	【勤勉手当を支給されない会計年度任用職員】 期末手当支給対象外職員に対する要件を準用 ○ 基準日(6月1日及び12月1日)に在職している会計年度任用職員で、基準日現在、以下に該当する者 ① 一会計年度において同一の任命権者に任用される期間が通算して6月未満 ② 基準日付採用者 ③ 心身の故障、災害による生死不明又は所在不明等で休職中の者 ④ 刑事休職中の者 ⑤ 停職中の者 ⑥ 専従休職中の者 ⑦ 育児休業中の者 ⑧ 地方自治法第252条の17の規定により派遣中の者 ⑨ 上記のほか、任命権者が別に定める者 ○ 基準日前1か月以内の退職者又は死亡者から除かれる者 ・退職、失職又は死亡の日において、上記①、④～⑦及び⑨のいずれかに該当した者 ・分限免職された者 ・欠格条項により失職した者 ・懲戒免職された者 ・条例の適用を受けていた者で、退職後、新たに条例の適用を受けることとなった者

勤 務 期 間	【勤務期間の算定方法】
第27条（新設）	○ 条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間について、日を単位として計算
第1項	○ 算定に当たっては、以下の期間を除算
第2項	① 期末手当の支給割合算定に係る在職期間に掲げる期間
	・ 停職期間
	・ 専従休職期間
	・ 職務専念義務を免除された期間 (非常災害による交通遮断等に該当する期間を除く)
	・ 病気休職等、刑事休職期間
	・ 育児休業期間
	② 傷病欠勤により、勤務しなかった期間
	③ 30日を超える介護休暇の全期間
	④ 私事欠勤等の取扱いを受けた期間
	⑤ 任命権者が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間
第3項	○ 勤務時間の一部において、下記の事由により勤務しない場合は、任命権者が別に定める期間を除算
	・ ③を除く上記の事由により勤務しなかった期間
	・ 換算期間が30日を超える介護時間
	・ 換算期間が30日を超える部分休業
第4項	○ 学校職員給与条例の適用を受けていた会計年度任用職員が結核休職にされた期間

勤勉手当の支給割合算定に係る成績率

第28条（新設）

第1項

第2項

第3項

第4項

第5項

【会計年度任用職員の成績率】

- 勤務成績による
 - ・ 下限：10237.5/10000
 - ・ 上限：主任級以下の常勤職員に適用される上限値以下の範囲内で人事委員会の承認を得て定める割合

- 減額事由がある者の成績率

上記の割合に常勤と同様に定める割合を減じて得たものを乗じて得た割合

（参考：「職員の勤勉手当に関する規則」第3条の4第3項の表）

減額事由	割合
私事欠勤等が8日以上るとき。	100/100
私事欠勤等が7日以上るとき。	80/100
私事欠勤等が5日又は6日るとき。	60/100
私事欠勤等が4日以上るとき。	40/100
私事欠勤等が3日以上るとき。	20/100
私事欠勤等が2日以上るとき。	10/100
懲戒処分による停職を受けたとき。	1回につき 50/100
懲戒処分による減給を受けたとき。	1回につき 35/100
懲戒処分による戒告を受けたとき。	1回につき 20/100

- 上表の減額事由が2つ以上該当する者の成績率
 - 第1項の割合に100/100から上表の割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合
- 私事欠勤等は日を単位として計算
- 時間単位の私事欠勤等は、任命権者が別に定める方法で日に換算

勤務期間等の通算

第29条（新設）

第1項

第2項

【通算される者】

- 次の者から引き続き会計年度任用職員となった場合
 - ・ 給与条例又は学校職員給与条例の適用を受けていた者
 - ・ 特に任命権者が定める者

【通算方法】

- 異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

<p>勤勉手当基礎額の意義</p> <p>第30条（新設）</p>	<p>【勤勉手当基礎額】</p> <p>期末手当の基礎額を準用</p> <p>（参考：期末手当基礎額）</p> <p>月額報酬を受ける者：第一種報酬（超過勤務手当相当の報酬を除く。）の額 日額又は時間額報酬を受ける者：第一種報酬の額を月額に換算した額 （上記によらない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基準日前1か月以内に退職・失職・死亡した者 退職・失職・死亡した日の前日における当該者が受けるべき第一種報酬に基づく期末手当基礎額 ○ 基準日に労働者災害補償保険法等に基づき休業補償等を受けている者 当該者の第一種報酬（減額されている場合は減額後の額）に基づく期末手当基礎額 ○ 基準日に懲戒処分による減給期間中の者 減給後の第一種報酬に基づく期末手当基礎額 ○ 基準日に育児休業中の者 基準日における当該者が受けるべき第一種報酬に基づく期末手当基礎額 ○ 任命権者が別に定める者 任命権者が別に定める期末手当基礎額
<p>勤勉手当の支給日</p> <p>第31条（新設）</p>	<p>【勤勉手当の支給日】</p> <p>期末手当の支給日と同日</p> <p>6月期：6月30日（任命権者が別に定める場合は12月10日） 12月期：12月10日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給日が土曜日又は日曜日のときは、直前の営業日 ・非常災害等により支給日に支給できない場合は、別に定める支給日
<p>勤勉手当基礎額の端数計算</p> <p>第32条（新設）</p>	<p>【勤勉手当基礎額の端数処理】</p> <p>1円未満端数切捨て</p>
<p>委 任</p> <p>第33条（旧第24条）</p>	<p>【任命権者が定める必要な事項】</p> <p>任命権者が定める事項に、勤勉手当に関し必要な事項を追加</p>
<p>本 体 附 則</p> <p>第4項 第5項</p>	<p>【コロナ特勤支給に係る報酬の取扱い】</p> <p>コロナ特勤が令和6年4月1日以降の支給となった場合、特殊勤務手当に相当する報酬は、勤勉手当基礎額に算入しない。</p>
<p>施 行 期 日</p> <p>附則</p>	<p>令和6年4月1日</p> <p>ただし、災害休暇の導入に伴う改正規定については、令和6年1月1日</p>

10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

災害休暇の導入に伴う改正については「I」の「3」と、勤勉手当の導入に伴う改正については「I」の「9」と同様の改正を行う。

12 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料表の改定を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																																		
範囲及び額 第2条第2項表	<p>【支給額の改正】</p> <p>給料表改定を踏まえ支給額を改定</p> <table border="1" data-bbox="539 730 1401 1205"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td>17,200円</td> <td>17,400円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>21,500円</td> <td>21,700円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>29,900円</td> <td>30,100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>六</td> <td>37,900円</td> <td>38,200円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>七</td> <td>38,100円</td> <td>38,400円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">八</td> <td>(1)</td> <td>38,100円</td> <td>38,400円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>34,300円</td> <td>34,600円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">九</td> <td>(1)</td> <td>1,600円</td> <td>1,600円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>1,700円</td> <td>1,700円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>3,500円</td> <td>3,500円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正前	改正後	改定額	一	17,200円	17,400円	200円	二	21,500円	21,700円	200円	四	29,900円	30,100円	200円	六	37,900円	38,200円	300円	七	38,100円	38,400円	300円	八	(1)	38,100円	38,400円	300円	(2)	34,300円	34,600円	300円	九	(1)	1,600円	1,600円	0円	(2)	1,700円	1,700円	0円	(3)	2,100円	2,100円	0円	(4)	3,500円	3,500円	0円
区分	改正前	改正後	改定額																																																
一	17,200円	17,400円	200円																																																
二	21,500円	21,700円	200円																																																
四	29,900円	30,100円	200円																																																
六	37,900円	38,200円	300円																																																
七	38,100円	38,400円	300円																																																
八	(1)	38,100円	38,400円	300円																																															
	(2)	34,300円	34,600円	300円																																															
九	(1)	1,600円	1,600円	0円																																															
	(2)	1,700円	1,700円	0円																																															
	(3)	2,100円	2,100円	0円																																															
	(4)	3,500円	3,500円	0円																																															
施行期日 附則第1項	<p>公布の日（令和5年12月26日予定）</p> <p>令和5年4月1日に遡及して適用</p>																																																		
内 払 附則第2項	<p>令和5年4月1日から公布日の前日までに改正前の規則により支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。</p>																																																		

13 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職給料表の改定に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																																								
<p>別 表</p> <p>第1</p> <p>第2</p>	<p>【支給額の改正】</p> <p>教育職給料表改定に伴い支給額を改定</p> <p>(1) 特別支援学校に勤務する教育職員、実習助手及び寄宿舍指導員</p> <table border="1" data-bbox="592 544 1347 819"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>11,600円</td> <td>11,700円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>14,300円</td> <td>14,400円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>14,800円</td> <td>14,900円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>15,100円</td> <td>15,300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>15,700円</td> <td>15,800円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>17,300円</td> <td>17,400円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1級から4級までの下位の号給は別の金額の定めがあり、同様に改正</p> <p>【例】1級の場合（改正後）</p> <p>以下の号給については、次の額とする。</p> <p>1号給 8,992円) 32号給 11,654円</p> <p>(2) 特別支援学級の授業を担当する教育職員</p> <table border="1" data-bbox="592 1267 1347 1543"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>7,800円</td> <td>8,000円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>10,700円</td> <td>10,700円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>11,000円</td> <td>11,100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>11,300円</td> <td>11,400円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>11,500円</td> <td>11,700円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>12,600円</td> <td>12,700円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1級から3級（改正後は2級）までの下位の号給は別の金額の定めがあり、同様に改正</p> <p>【例】1級の場合（改正後）</p> <p>以下の号給については、次の額とする。</p> <p>1号給 7,357円) 10号給 7,951円</p>	職務の級	改正前	改正後	改定額	1級	11,600円	11,700円	100円	2級	14,300円	14,400円	100円	3級	14,800円	14,900円	100円	4級	15,100円	15,300円	200円	5級	15,700円	15,800円	100円	6級	17,300円	17,400円	100円	職務の級	改正前	改正後	改定額	1級	7,800円	8,000円	200円	2級	10,700円	10,700円	0円	3級	11,000円	11,100円	100円	4級	11,300円	11,400円	100円	5級	11,500円	11,700円	200円	6級	12,600円	12,700円	100円
職務の級	改正前	改正後	改定額																																																						
1級	11,600円	11,700円	100円																																																						
2級	14,300円	14,400円	100円																																																						
3級	14,800円	14,900円	100円																																																						
4級	15,100円	15,300円	200円																																																						
5級	15,700円	15,800円	100円																																																						
6級	17,300円	17,400円	100円																																																						
職務の級	改正前	改正後	改定額																																																						
1級	7,800円	8,000円	200円																																																						
2級	10,700円	10,700円	0円																																																						
3級	11,000円	11,100円	100円																																																						
4級	11,300円	11,400円	100円																																																						
5級	11,500円	11,700円	200円																																																						
6級	12,600円	12,700円	100円																																																						
<p>施 行 期 日</p> <p>附則第1項</p>	<p>公布の日（令和5年12月26日予定）</p> <p>令和5年4月1日に遡及して適用</p>																																																								
<p>内 払</p> <p>附則第2項</p>	<p>令和5年4月1日から公布日の前日までに改正前の規則により支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。</p>																																																								

14 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正

給料表の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容						
範囲及び額 第2条表	<p>【支給額の改正】</p> <p>給料表改定を踏まえ支給額を改定</p> <table border="1" data-bbox="539 477 1401 555"> <tr> <td>改正前</td> <td>改正後</td> <td>改定額</td> </tr> <tr> <td>19,300円</td> <td>19,500円</td> <td>200円</td> </tr> </table> <p>【引用規則の改正に伴う改正】</p> <p>警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条 →警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号</p> <p>【参考】</p> <p>○警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）（抄）</p> <p>（警護対象者）</p> <p>第2条 この規則において「警護対象者」とは、内閣総理大臣、国賓その他その身に危害が及ぶことが国の公安に係ることとなるおそれがある者として警察庁長官（以下「長官」という。）が定める者をいう。</p> <p>○警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）（抄）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 警護対象者 内閣総理大臣、国賓その他その生命及び身体に危害が及ぶことが国の公安に係ることとなるおそれがある者として警察庁長官（以下「長官」という。）が定める者をいう。</p>	改正前	改正後	改定額	19,300円	19,500円	200円
改正前	改正後	改定額					
19,300円	19,500円	200円					
施行期日 附則第1項	<p>公布の日（令和5年12月26日予定）</p> <p>ただし、調整額の欄の規定は令和5年4月1日から遡及して適用</p>						
内 払 附則第2項	<p>令和5年4月1日から公布日の前日までに改正前の規程により支払われた給料の調整額は、改正後の規程の規定による給料の調整額の内払とみなす。</p>						

15 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会勧告等に伴う給与条例の改正により、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容																																						
成 績 率 第3条の4第1項	<p>【成績率の範囲の改正】</p> <p>勤勉手当の支給割合を0.10月（指定職、再任用職員は0.05月）引き上げることに伴う規定整備</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考) 支給額 = 給与月額 × 期間率 × 成績率</p> </div> <p>○ 令和5年12月期の成績率の範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">成績率の範囲</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">(参考：改正後) 条例に定める 支給割合</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定職</td> <td style="text-align: center;">1.0120 ～ 1.3799</td> <td style="text-align: center;">0.9680 ～ 1.3199</td> <td style="text-align: center;">1.150月</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td style="text-align: center;">0 ～ 2.25</td> <td style="text-align: center;">0 ～ 2.05</td> <td style="text-align: center;">1.475月</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td style="text-align: center;">0 ～ 2.30</td> <td style="text-align: center;">0 ～ 2.15</td> <td style="text-align: center;">1.375月</td> </tr> <tr> <td>課長代理級</td> <td style="text-align: center;">1.04575 ～ 1.75</td> <td style="text-align: center;">0.95675 ～ 1.60</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1.175月</td> </tr> <tr> <td>主任以下等</td> <td style="text-align: center;">1.0575 ～ 1.65</td> <td style="text-align: center;">0.9675 ～ 1.50</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">定 年 前 再 任 用</td> <td style="text-align: center;">指定職</td> <td style="text-align: center;">0.5500 ～ 0.7499</td> <td style="text-align: center;">0.5060 ～ 0.6899</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">管理職</td> <td style="text-align: center;">0.60075 ～ 0.90</td> <td style="text-align: center;">0.55625 ～ 0.90</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監督職</td> <td style="text-align: center;">0.51175 ～ 0.70</td> <td style="text-align: center;">0.46725 ～ 0.65</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般職</td> <td style="text-align: center;">0.51750 ～ 0.65</td> <td style="text-align: center;">0.47250 ～ 0.60</td> </tr> </tbody> </table>		成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合	改正後	現行	指定職	1.0120 ～ 1.3799	0.9680 ～ 1.3199	1.150月	部長級	0 ～ 2.25	0 ～ 2.05	1.475月	課長級	0 ～ 2.30	0 ～ 2.15	1.375月	課長代理級	1.04575 ～ 1.75	0.95675 ～ 1.60	1.175月	主任以下等	1.0575 ～ 1.65	0.9675 ～ 1.50	定 年 前 再 任 用	指定職	0.5500 ～ 0.7499	0.5060 ～ 0.6899	管理職	0.60075 ～ 0.90	0.55625 ～ 0.90	監督職	0.51175 ～ 0.70	0.46725 ～ 0.65	一般職	0.51750 ～ 0.65	0.47250 ～ 0.60
	成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合																																				
	改正後	現行																																					
指定職	1.0120 ～ 1.3799	0.9680 ～ 1.3199	1.150月																																				
部長級	0 ～ 2.25	0 ～ 2.05	1.475月																																				
課長級	0 ～ 2.30	0 ～ 2.15	1.375月																																				
課長代理級	1.04575 ～ 1.75	0.95675 ～ 1.60	1.175月																																				
主任以下等	1.0575 ～ 1.65	0.9675 ～ 1.50																																					
定 年 前 再 任 用	指定職	0.5500 ～ 0.7499	0.5060 ～ 0.6899																																				
	管理職	0.60075 ～ 0.90	0.55625 ～ 0.90																																				
	監督職	0.51175 ～ 0.70	0.46725 ～ 0.65																																				
	一般職	0.51750 ～ 0.65	0.47250 ～ 0.60																																				
施 行 期 日 附則第1項 附則第2項	<p>公布の日（令和5年12月26日予定）</p> <p>令和5年12月1日に遡及して適用</p>																																						

16 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「I」の「15」と同様の改正を行う。

II 人事委員会承認事項の一部改正

1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容																				
局長級職員の成績率の内容 第3	<p>【勤奨手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】</p> <p>令和5年12月に支給する勤奨手当 (局長級)</p> <p>・勤奨月数 1.10月(現行) → 1.15月 (改正後) (現行)</p> <table border="1" data-bbox="513 721 933 1267"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td><u>1.15超～1.3799月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td><u>1.0695～1.15月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>1.012月</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、<u>1.15月</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="989 721 1409 1267"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>1.10超～1.3199月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>1.0230～1.10月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.968月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.10月</td> </tr> </tbody> </table>	段階	成績率	上位	<u>1.15超～1.3799月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>1.0695～1.15月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>1.012月</u>	総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>1.15月</u>		段階	成績率	上位	1.10超～1.3199月 の範囲で 支給の都度定める	中位	1.0230～1.10月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.968月	総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.10月	
段階	成績率																				
上位	<u>1.15超～1.3799月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
中位	<u>1.0695～1.15月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
下位	<u>1.012月</u>																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>1.15月</u>																					
段階	成績率																				
上位	1.10超～1.3199月 の範囲で 支給の都度定める																				
中位	1.0230～1.10月 の範囲で 支給の都度定める																				
下位	0.968月																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、1.10月																					
定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員の成績率の内容 第4	<p>(定年前再任用・暫定再任用局長級)</p> <p>・勤奨月数 0.575月(現行) → 0.625月 (改正後) (現行)</p> <table border="1" data-bbox="513 1464 933 1953"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td><u>0.625超～0.7499月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td><u>0.58125～0.6250月</u> の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.550月</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、<u>0.625月</u></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="989 1464 1409 1953"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>0.575超～0.6899月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>0.53475～0.5750月 の範囲で 支給の都度定める</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>0.506月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総務局長が別に定めるものの 成績率は、0.575月</td> </tr> </tbody> </table>	段階	成績率	上位	<u>0.625超～0.7499月</u> の範囲で 支給の都度定める	中位	<u>0.58125～0.6250月</u> の範囲で 支給の都度定める	下位	<u>0.550月</u>	総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>0.625月</u>		段階	成績率	上位	0.575超～0.6899月 の範囲で 支給の都度定める	中位	0.53475～0.5750月 の範囲で 支給の都度定める	下位	0.506月	総務局長が別に定めるものの 成績率は、0.575月	
段階	成績率																				
上位	<u>0.625超～0.7499月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
中位	<u>0.58125～0.6250月</u> の範囲で 支給の都度定める																				
下位	<u>0.550月</u>																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、 <u>0.625月</u>																					
段階	成績率																				
上位	0.575超～0.6899月 の範囲で 支給の都度定める																				
中位	0.53475～0.5750月 の範囲で 支給の都度定める																				
下位	0.506月																				
総務局長が別に定めるものの 成績率は、0.575月																					
附 則	<p>令和5年12月26日から施行し、令和5年12月1日から適用する。</p>																				

2 成績率の運用に関する要綱の制定について

(知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会)

人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

項 目	内 容																																		
行（一）5級等職員 の成績率の内容 第4	<p>【勤勉手当の支給割合の引上げに伴う規定整備】</p> <p>令和5年12月に支給する勤勉手当 (部長級)</p> <p>・勤勉月数 1.375月(現行) → 1.475月</p> <table border="1" data-bbox="478 638 1452 981"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>評価</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>5</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：2.25月)</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：2.05月)</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>4</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td>3</td> <td>50%</td> <td><u>1.37175月</u></td> <td>1.27875月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>2</td> <td rowspan="2">20%</td> <td><u>1.29800月</u></td> <td>1.21000月</td> </tr> <tr> <td>最下位</td> <td>1</td> <td>0月</td> <td>0月</td> </tr> </tbody> </table>				改正後	現 行	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：2.25月)	支給の都度定める (上限：2.05月)	上位	4	20%	中位	3	50%	<u>1.37175月</u>	1.27875月	下位	2	20%	<u>1.29800月</u>	1.21000月	最下位	1	0月	0月		
			改正後	現 行																															
段階	評価	配分	成績率	成績率																															
最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：2.25月)	支給の都度定める (上限：2.05月)																															
上位	4	20%																																	
中位	3	50%	<u>1.37175月</u>	1.27875月																															
下位	2	20%	<u>1.29800月</u>	1.21000月																															
最下位	1		0月	0月																															
行（一）4級等職員 の成績率の内容 第5	<p>(課長級)</p> <p>・勤勉月数 1.275月(現行) → 1.375月</p> <table border="1" data-bbox="483 1126 1457 1518"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>評価</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>5</td> <td>10%</td> <td rowspan="3">支給の都度定める (上限：2.30月)</td> <td rowspan="3">支給の都度定める (上限：2.15月)</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>4</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>中位(A)</td> <td rowspan="2">3</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>中位(B)</td> <td>40%</td> <td><u>1.29250月</u></td> <td>1.19850月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td>2</td> <td rowspan="2">20%</td> <td><u>1.22375月</u></td> <td>1.13475月</td> </tr> <tr> <td>最下位</td> <td>1</td> <td>0月</td> <td>0月</td> </tr> </tbody> </table>				改正後	現 行	段階	評価	配分	成績率	成績率	最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：2.30月)	支給の都度定める (上限：2.15月)	上位	4	20%	中位(A)	3	10%	中位(B)	40%	<u>1.29250月</u>	1.19850月	下位	2	20%	<u>1.22375月</u>	1.13475月	最下位	1	0月	0月
			改正後	現 行																															
段階	評価	配分	成績率	成績率																															
最上位	5	10%	支給の都度定める (上限：2.30月)	支給の都度定める (上限：2.15月)																															
上位	4	20%																																	
中位(A)	3	10%																																	
中位(B)		40%	<u>1.29250月</u>	1.19850月																															
下位	2	20%	<u>1.22375月</u>	1.13475月																															
最下位	1		0月	0月																															
行政系課長代理等 職員の成績率の内 容 第6	<p>(課長代理級)</p> <p>・勤勉月数 1.075月(現行) → 1.175月</p> <table border="1" data-bbox="488 1675 1452 2016"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上位</td> <td>10%</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：1.75月)</td> <td rowspan="2">支給の都度定める (上限：1.60月)</td> </tr> <tr> <td>上位</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>1.11625月</u></td> <td>1.02125月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>1.04575月</u></td> <td>0.95675月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>1.17500月</u></td> <td>1.07500月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現 行	段階	配分	成績率	成績率	最上位	10%	支給の都度定める (上限：1.75月)	支給の都度定める (上限：1.60月)	上位	30%	中位	60%	<u>1.11625月</u>	1.02125月	下位	<u>1.04575月</u>	0.95675月	対象外		<u>1.17500月</u>	1.07500月									
		改正後	現 行																																
段階	配分	成績率	成績率																																
最上位	10%	支給の都度定める (上限：1.75月)	支給の都度定める (上限：1.60月)																																
上位	30%																																		
中位	60%	<u>1.11625月</u>	1.02125月																																
下位		<u>1.04575月</u>	0.95675月																																
対象外		<u>1.17500月</u>	1.07500月																																

<p>行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容</p> <p>第7</p>	<p>(主任級以下及び技能系)</p> <p>・勤勉月数 1.075月(現行) → 1.175月</p> <table border="1" data-bbox="496 255 1433 580"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限:1.65月)</td> <td>支給の都度定める (上限:1.50月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>1.1280月</u></td> <td>1.0320月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>1.0575月</u></td> <td>0.9675月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>1.1750月</u></td> <td>1.0750月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限:1.65月)	支給の都度定める (上限:1.50月)	中位	60%	<u>1.1280月</u>	1.0320月	下位	<u>1.0575月</u>	0.9675月	対象外		<u>1.1750月</u>	1.0750月
		改正後	現行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限:1.65月)	支給の都度定める (上限:1.50月)																					
中位	60%	<u>1.1280月</u>	1.0320月																					
下位		<u>1.0575月</u>	0.9675月																					
対象外		<u>1.1750月</u>	1.0750月																					
<p>定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容</p> <p>第8</p>	<p>(定年前再任用・暫定再任用管理職員)</p> <p>・勤勉月数 0.625月(現行) → 0.675月</p> <table border="1" data-bbox="496 734 1426 992"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>30%</td> <td>支給の都度定める (上限:0.90月)</td> <td>支給の都度定める (上限:0.90月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">70%</td> <td><u>0.63450月</u></td> <td>0.58750月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.60075月</u></td> <td>0.55625月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現行	段階	配分	成績率	成績率	上位	30%	支給の都度定める (上限:0.90月)	支給の都度定める (上限:0.90月)	中位	70%	<u>0.63450月</u>	0.58750月	下位	<u>0.60075月</u>	0.55625月				
		改正後	現行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	30%	支給の都度定める (上限:0.90月)	支給の都度定める (上限:0.90月)																					
中位	70%	<u>0.63450月</u>	0.58750月																					
下位		<u>0.60075月</u>	0.55625月																					
<p>定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容</p> <p>第9</p>	<p>(定年前再任用・暫定再任用課長代理級)</p> <p>・勤勉月数 0.525月(現行) → 0.575月</p> <table border="1" data-bbox="496 1149 1426 1447"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限:0.70月)</td> <td>支給の都度定める (上限:0.65月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.54625月</u></td> <td>0.49875月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.51175月</u></td> <td>0.46725月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>0.57500月</u></td> <td>0.52500月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限:0.70月)	支給の都度定める (上限:0.65月)	中位	60%	<u>0.54625月</u>	0.49875月	下位	<u>0.51175月</u>	0.46725月	対象外		<u>0.57500月</u>	0.52500月
		改正後	現行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限:0.70月)	支給の都度定める (上限:0.65月)																					
中位	60%	<u>0.54625月</u>	0.49875月																					
下位		<u>0.51175月</u>	0.46725月																					
対象外		<u>0.57500月</u>	0.52500月																					
<p>定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容</p> <p>第10</p>	<p>(定年前再任用・暫定再任用主任級以下及び技能系)</p> <p>・勤勉月数 0.525月(現行) → 0.575月</p> <table border="1" data-bbox="496 1599 1426 1897"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>配分</th> <th>成績率</th> <th>成績率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位</td> <td>40%</td> <td>支給の都度定める (上限:0.65月)</td> <td>支給の都度定める (上限:0.60月)</td> </tr> <tr> <td>中位</td> <td rowspan="2">60%</td> <td><u>0.5520月</u></td> <td>0.5040月</td> </tr> <tr> <td>下位</td> <td><u>0.5175月</u></td> <td>0.4725月</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td><u>0.5750月</u></td> <td>0.5250月</td> </tr> </tbody> </table>			改正後	現行	段階	配分	成績率	成績率	上位	40%	支給の都度定める (上限:0.65月)	支給の都度定める (上限:0.60月)	中位	60%	<u>0.5520月</u>	0.5040月	下位	<u>0.5175月</u>	0.4725月	対象外		<u>0.5750月</u>	0.5250月
		改正後	現行																					
段階	配分	成績率	成績率																					
上位	40%	支給の都度定める (上限:0.65月)	支給の都度定める (上限:0.60月)																					
中位	60%	<u>0.5520月</u>	0.5040月																					
下位		<u>0.5175月</u>	0.4725月																					
対象外		<u>0.5750月</u>	0.5250月																					
<p>附 則</p>	<p>令和5年12月26日から施行し、令和5年12月1日から適用する。</p>																							

教育委員会、警視庁、東京消防庁についても、同様の改正を行う。

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子

(公 印 省 略)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 16 条第 2 項及び第 17 条第 2 項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 55 号）

2 改正の理由

- (1) 育児時間の利用期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- (2) 災害休暇の取得要件の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- (3) 介護休暇の利用方法等の取扱いの見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

5 教 人 勤 第 235 号
令和 5 年 12 月 19 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都教育委員会規則第 5 号）

2 改正の理由

- （1）育児時間の利用期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （2）災害休暇の取得要件の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （3）介護休暇の利用方法等の取扱いの見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

5 総人職第 740 号
令和 5 年 1 2 月 1 9 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都規則第 4 号）
- 2 改正の理由
災害休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文
別添のとおり

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に
関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教
育委員会規則第 8 号）

2 改正の理由

災害休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

5 教人職第 2 2 6 8 号
令和 5 年 1 2 月 1 9 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 20 条の 2 の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第 9 号）

2 改正の理由

災害休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

5 議 総 第 8 1 7 号
令和 5 年 1 2 月 1 9 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
宇 田 川 聡 史
(公 印 省 略)

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年東京都議会議長訓令第 5 号）

2 改正の理由

災害休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

監． 総． 企． 管 6 5 1 0 号
令和 5 年 1 2 月 1 9 日

東京都人事委員会 殿

警視総監 小 島 裕 史
(公 印 省 略)

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）

2 改正の理由

災害休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

5 人 人 第 1 9 5 8 号
令和 5 年 1 2 月 1 9 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 吉田 義実
(公 印 省 略)

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年 3 月東京消防庁訓令第 16 号）

2 改正の理由

災害休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添えのとおり

5 総人制第 2193 号
令和 5 年 12 月 20 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 56 号）第 6 条第 4 項及び第 7 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第 8 号）

2 改正の理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行を踏まえ、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

5 教人勤第 2 4 1 号

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則等の一部改正について (申請)

このことについて、地方自治法の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 1 9 号) の施行を踏まえ、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要があるため、改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例 (昭和 49 年東京都条例第 30 号) 第 5 条等の規定に基づき承認方申請します。

名称	番号	根拠規定	備考
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第5条及び第8条の3	承認申請
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第10条において準用する第5条及び第13条の3において準用する第8条の3	承認申請

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公 印 省 略)

職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正を踏まえ、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、改正後の給与条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和 47 年東京都規則第 161 号）

2 改正理由

給与条例の一部改正を踏まえ、額の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

5 教人勤第232号

令和5年12月20日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

学校職員の給料の調整額に関する規則の改正等について（申請・協議）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正等に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第11条第2項等の規定に基づき承認方申請及び協議します。

名 称	番号	根拠規定	備考
学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第11条第2項	承認申請
学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第24条の2第2項	承認申請
給与条例改正に伴う号給の調整について	---	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年東京都条例第〇〇号)附則第3条及び第4条	協議

監 警 給 審第6700号
令和5年12月20日

東京都人事委員会 殿

警 視 総 監
小 島 裕 史
(公 印 省 略)

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正について
(申請)

下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第9条第3項の規定に基づき、承認の申請をします。

記

1 改正する訓令

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（平成7年3月31日訓令甲第16号）

2 改正の理由

職員の給与に関する条例の一部改正及び警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）の制定に伴い、上記訓令の関連箇所に必要な改正が生じたため

3 改正の内容

別添のとおり

4 施行年月日

令和5年12月26日

令和 5 年 12 月 20 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について (申請)

このことについて、職員の給与に関する条例 (昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。) の一部改正を踏まえ、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、改正後の給与条例第 21 条の 2 第 4 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則 (昭和 54 年東京都規則第 28 号)

2 改正理由

給与条例の一部改正を踏まえ、成績率の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

5 総人第 1618 号
令和 5 年 12 月 20 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 23 年 3 月 24 日付 22 人委任第 131 号承認）【別紙】

2 適用年月日

令和 5 年 12 月 26 日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

5 総人制第 2211 号
令和 5 年 12 月 20 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤奨手当に関する規則 (昭和 54 年東京都規則第 28 号) 第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認) 【別紙】

2 適用年月日

令和 5 年 12 月 26 日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

5 議 総 第 8 1 2 号
令和 5 年 1 2 月 2 0 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
宇田川 聡史
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正については、令和 5 年 12 月 20 日付 5 総人制第 2211 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

5 監 総 第 6 7 5 号
令和5年12月20日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員 茂 垣 之 雄
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正については、令和5年12月20日付5総人制第2211号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について (平成15年3月25日付14人委任第216号承認)

5 選 総 第 8 5 1 号
令和 5 年 1 2 月 2 0 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会委員長

澤 野 正 明

(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和 5 年 12 月 20 日付 5 総人制第 2211 号による知事の例により実施
したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

5 人委総第648号
令和5年12月20日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和5年12月20日付5総人制第2211号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）

5 東京漁調第 1 1 4 号
令和 5 年 1 2 月 2 0 日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について (申請)

下記の事項の改正について、令和 5 年 12 月 20 日付 5 総人制第 2211 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

成績率の運用に関する要綱の制定について (平成 16 年 11 月 24 日付 16 人委任第 114 号承認)

5 教 人 勤 第 240 号
令 和 5 年 12 月 20 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第 3 条の 4 第 1 項及び改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都教育委員会規則第 16 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 改正する要綱

(1) 成績率の運用に関する要綱

（平成 15 年 3 月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）【別紙 1】

(2) 教育職員等の成績率の運用に関する要綱

（平成 8 年 3 月 29 日付 7 人委任第 223 号承認）【別紙 2】

2 適用年月日

令和 5 年 12 月 26 日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

監．警．給．審第6517号
令和5年12月20日

東京都人事委員会 殿

警視總監
小島 裕史
(公印省略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第3条の4第1項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

勤勉手当の成績率に関する運用要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）【別紙】

2 適用年月日

令和5年12月26日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

5 人 職 第 1 1 1 5 号
令和 5 年 1 2 月 2 0 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 吉田 義実
(公 印 省 略)

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤労手当に関する規則（昭和 5 4 年東京都規則第 2 8 号）第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正する要綱

東京消防庁職員の勤労手当における成績率の運用に関する要綱（平成 1 5 年 3 月 2 5 日付 1 4 人委任第 2 1 6 号承認）（別紙）

2 適用年月日

令和 5 年 1 2 月 2 6 日から施行し、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

規則改正案文一覧

～ 目 次 ～

I 東京都規則等の一部改正

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（4頁）
- 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（8頁）
- 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（9頁）
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（11頁）
- 6 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（13頁）
- 7 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（15頁）
- 8 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（17頁）
- 9 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（19頁）
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（26頁）
- 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（34頁）
- 12 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（42頁）
- 13 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（43頁）
- 14 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正（48頁）
- 15 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（49頁）
- 16 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（51頁）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員は、勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項及び第二項ただし書中「一年三月」を「一年六月」に改める。

第二十五条第一項中「職員の現住居が」を削り、「滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が」に、「場合」を「とき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第二十五条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「損壊した日」の下に「又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した日」を加え、同条第三項中「又は損壊した」を「若しくは損壊したこと又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に改める。

第二十七条第三項中「前項」を「介護休暇を承認された期間又は前項」に改め、「

第一項ただし書の規定により承認された介護休暇にあつては」を削り、「期間」を「各期間」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十一条（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十条において準用する場合を含む。）に規定する育児時間、改正後の規則第二十五条に規定する災害休暇及び改正後の規則第二十七条（会計年度任用職員勤務時間規則第二十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する介護休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年

月

日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び第二項ただし書中「一年三月」を「一年六月」に改める。

第二十六條第一項中「職員の現住居が」を削り、「滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が」に、「場合」を「とき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第二十六條第二項中「又は損壊した」を「若しくは損壊した日又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に改め、同條第三項中「又は損壊した」を「若しくは損壊したこと又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に改める。

第二十八条第三項中「前項」を「介護休暇を承認された期間又は前項」に改め、「第一項ただし書の規定により承認された介護休暇にあつては」を削り、「期間」を「各期間」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十二条（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号。以下「時間講師規則」という。）第十八条の二第一項第二号、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号。以下「日勤講師規則」という。）第二十一条第二号及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十条において準用する場合を含む。）に規定する育児時間、改正後の規則第二十六条に規定する災害休暇及び改正後の規則第二十八条（時間講師規則第十八条の三第二項、日勤講師規則第二十二條第二項及び会計年度任用職員勤務時間

規則第二十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する介護休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「慶弔休暇」の下に「、災害休暇」を加える。
第二十三条の次に次の一条を加える。

（災害休暇）

第二十三条の二 災害休暇については、規則第二十五条の規定を準用する。

第三十条中「、第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十条の二に規定する災害休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第二十九号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「慶弔休暇」の下に「、災害休暇」を加える。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（災害休暇）

第二十三条の二 災害休暇については、規則第二十五条の規定を準用する。

第三十条中「、第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十三条の二に規定する災害休暇の請求等は、この規則の施行の日前に
おいても行うことができる。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則を公布する。

令和五年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部
を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東
京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「慶弔休暇」の下に「、災害休暇」を加える。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（災害休暇）

第二十三条の二 災害休暇については、規則第二十六条の規定を準用する。

第三十条中「、第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か
ら施行する。

2 この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関
する規則第二十三条の二に規定する災害休暇の請求等は、この規則の施行の日前にお
いても行うことができる。

●東京都議会議員長訓令第五号

東京都議会議員会

東京都議会議員会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年
東京都議会議員長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十七日

東京都議会議員長 宇田川 聡 史

第十四条第一項中「慶弔休暇」の下に「、災害休暇」を加える。
第二十二條の次に次の一條を加える。

（災害休暇）

第二十二條の二 災害休暇については、規則第二十五條の規定を準用する。
第二十九條中「、第二十二條」を「から第二十二條の二まで」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か
ら施行する。

2 この訓令による改正後の東京都議会議員会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に
関する規程第二十二條の二に規定する災害休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日

前においても行うことができる。

訓令甲第 号

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程及び警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月27日

警視総監 小 島 裕 史

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程及び警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

(警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程(平成7年3月31日訓令甲第17号)

の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「1年3か月」を「1年6か月」に改める。

第19条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「損壊した日」の次に「又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した日」を加え、同条第2項中「又は損壊した」を「若しくは損壊したこと又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に改める。

(警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月30日訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「慶弔休暇」の次に「、災害休暇」を加える。

第21条の次に次の1条を加える。

(災害休暇)

第21条の2 会計年度任用職員の災害休暇については、休日休暇規程第19条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第28条中「、第21条」を「から第21条の2まで」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は令和5年12月27日から施行する。

2 この訓令による改正後の警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第15条（この訓令による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第18条において準用する場合を含む。）に規定する育児時間及び第19条（改正後の会計年度任用職員勤務時間規程第21条の2において準用する場合を含む。）に規定する災害休暇に係る申請等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

東京消防庁訓令第●●号

庁 中 一 般
消 防 署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月●●日

東京消防庁
消防総監 吉田 義実

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 所属長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、<u>慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇</u>を承認するものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(災害休暇)</u></p> <p><u>第22条の2</u> <u>災害休暇については、規則第25条の規定を準用する。</u></p> <p>(期間計算)</p> <p>第29条 第16条、<u>第21条から第22条の2まで及び第25条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 所属長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、<u>慶弔休暇、夏季休暇</u>及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(期間計算)</p> <p>第29条 第16条、<u>第21条、第22条</u>及び第25条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この訓令は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第22条の2に規定する災害休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則

第一条中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

第十五条第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により災害休暇を承認されている場合

第十九条第二項第三号中「第十五条第二項第九号」を「第十五条第二項第十号」に改める。

第二十四条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第三十条とし、第二十三条の次に次の九条を加える。

（勤勉手当の支給対象外職員）

第二十四条 条例第六条第一項前段の東京都規則で定める会計年度任用職員については、第十七条第一項の規定を準用する。

2 条例第六条第一項後段の東京都規則で定める会計年度任用職員については、第十七条第二項の規定を準用する。

（勤勉手当の支給割合）

第二十五条 条例第六条第二項に規定する支給割合は、次条に規定する期間率に、第二十八条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（勤勉手当の支給割合算定に係る期間率）

第二十六条 期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、職員は、勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号。以下「勤勉手当規則」という。）第三条の二第一項の表に定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、第二十九条第一項第二号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる会計年度任用職員であつて、基準日を除く支給期間中教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十三年法律第十七号）に掲げる事由に該当して休職にされ、基準日現在勤務している者の期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、勤勉手当規則第三条の二第二項の表に定める割合とする。

（勤務期間）

第二十七条 前条の勤務期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した

期間について日を単位として計算する。

2

前項の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。

一 第十九条第二項第一号から第五号までに掲げる期間

二 会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）別表、東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）別表、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）別表、警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年警視庁訓令甲第十六号）別表又は東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京消防庁訓令第十号）別表の傷病欠勤により勤務しなかった期間

三 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間（所定の勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

四 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であって任命権者が別に定める事由若しくは傷病若しくは交通機関の事故等の事由によらないで、又は無届で勤務しない日（以下「私事欠勤等」という。）の取扱いを受けた期間

五 任命権者が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間

3 会計年度任用職員が所定の勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、任命権者が別に定める期間を除算する。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しない場合

二 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により介護時間を承認され、これにより勤務しない場合（任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない場合（任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

4 第二十九条第一項第二号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる会計年度任用職員であつて、第二十六条第二項に規定する休職（以下この項において「結核休職」という。）にされた者の勤務期間の算定に当たっては、結核休職にされた期間（当該期間が育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしてい
る職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間中の場合は、結核休職にされた期間に育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に勤務時間
条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する
勤務時間で除して得た数を乗じて得た期間）を
除算する。
（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第二十八条 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、一万分の一万二百三十七・五以上、勤勉手当規則第三条の四第一項第五号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

3 第一項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

4 前二項の場合において、私事欠勤等は、日を単位として計算する。

5 会計年度任用職員が所定の勤務時間の一部において私事欠勤等の事由により勤務しない場合は、当該勤務しない時間を任命権者が別に定めるところにより日に換算する。
(勤務期間等の通算)

第二十九条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員となつた場合においては、条例適用前のそれらの職員としての在職期間、私事欠勤等又は法第二十九条第一項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分（これらに相当する処分を含む。）をそれぞれ条例適用後の勤務期間、私事欠勤等又は同項の規定による停

職、減給若しくは戒告の処分とみなして第二十五条から前条までの規定を適用する。

- 一 給与条例の適用を受けていた者
- 二 学校職員給与条例の適用を受けていた者
- 三 前二号に定める者のほか、特に任命権者が定める者

2 条例の適用を受ける会計年度任用職員で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

(勤勉手当基礎額の意義)

第三十条 条例第六条第二項の東京都規則で定める額(以下「勤勉手当基礎額」という。)については、第二十一条の規定を準用する。

(勤勉手当の支給日)

第三十一条 勤勉手当の支給日については、第二十二条の規定を準用する。

(勤勉手当基礎額の端数計算)

第三十二条 勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則第四項中「第二十一条」の下に「(第三十条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項第一号」を「第二十一条第一号」に改める。

附則第五項ただし書中「及び」を「並びに」に改め、「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

附
則

第二項第三号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十五条第二項及び第十九条

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第二号中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条第五項中「及び慶弔休暇」を「慶弔休暇及び災害休暇」に改める。

第二十一条中「慶弔休暇」の下に「災害休暇」を加える。

第二十八条第三項中「勤務時間」の下に「（以下「定められた勤務時間」という。）」を加える。

第三十四条を第四十三条とし、第三十三条を第四十二条とし、第三十二条の次に次の九条を加える。

（勤勉手当の支給対象外職員）

第三十三条 条例第八条の三第一項前段の教育委員会規則で定める時間講師については、第二十六条第一項の規定を準用する。

2 条例第八条の三第一項後段の教育委員会規則で定める時間講師については、第二十六条第二項の規定を準用する。

（勤勉手当の支給割合）

第三十四条 条例第八条の三第二項の教育委員会が定める支給割合は、次条に規定する期間率に、第三十七条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（勤勉手当の支給割合算定に係る期間率）

第三十五条 期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号。以下「学校職員勤勉手当規則」という。）第三条の二第一項の表に定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、第三十八条第一項第一号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる時間講師であつて、基準日を除く支給期間中教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第十七号）に掲げる事由に該当して休職にされ、基準日現在勤務している者の期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、学校職員勤勉手当規則第三条の二第二項の表に定める割合とする。

（勤務期間）

第三十六条 前条の勤務期間は、条例の適用を受ける時間講師として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。

一 第二十八条第二項第一号から第五号までに掲げる期間

二 傷病を原因とする欠勤により勤務しなかつた期間（第十八条第四項第二号に掲げる期間を除く。）

三 第十八条の三に規定する介護休暇を承認され、これにより勤務しなかつた期間（定められた勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

四 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であつて教育長が別に定める事由若しくは傷病若しくは交通機関の事故等の事由によらないで、又は無届で勤務しない日（以下「私事欠勤等」という。）の取扱いを受けた期間

五 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間

3 時間講師が定められた勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、教育長が別に定める期間を除算する。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しない場合

二 第十九条の規定により介護時間を承認され、これにより勤務しない場合（教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない場合（教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

4 第三十八条第一項第一号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる時間講師であつて、第三十五条第二項に規定する休職（以下この項において「結核休職」という。）にされた者の勤務期間の算定に当たっては、結核休職にされた期間（当該期間が育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間中の場合は、結核休職にされた期間に育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た期間）を除算する。

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第三十七条 成績率は、時間講師の勤務成績により、一万分の一万二百三十七・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第三号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、時間講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

3 第一項の規定にかかわらず、時間講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

4 前二項の場合において、私事欠勤等は、日を単位として計算する。

5 時間講師が、定められた勤務時間の一部において私事欠勤等の事由により勤務しない場合は、当該勤務しない時間を教育長が別に定めるところにより日に換算する。
(勤務期間等の通算)

第三十八条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける時間講師となつた場合に

においては、条例適用前のそれらの職員としての在職期間、私事欠勤等又は法第二十九条第一項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分（これらに相当する処分を含む。）をそれぞれ条例適用後の勤務期間、私事欠勤等又は同項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分とみなして第三十四条から前条までの規定を適用する。

一 給与条例の適用を受けていた者

二 職員の給与に関する条例の適用を受けていた者

三 前各号に定める者のほか、特に教育長が定める者

2 前項の規定にかかわらず、条例の適用を受ける時間講師で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

（勤勉手当基礎額の意義）

第三十九条 条例第八条の三第二項の教育委員会規則で定める方法により月額に換算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）については、第三十条の規定を準用する。

（勤勉手当の支給日）

第四十条 勤勉手当の支給日については、第三十一条の規定を準用する。

（勤勉手当基礎額の端数計算）

第四十一条 勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるもの

とする。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二第一項第二号及び第五項並びに第二十一条の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則第十八条の二に規定する災害休暇の請求等は、令和六年一月一日前においても行うことができる。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二号中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

第二十三条中「慶弔休暇」の下に「、災害休暇」を加える。

第三十二条第三項中「勤務時間」の下に「（以下「定められた勤務時間」という。）」を加える。

第三十八条を第四十七条とし、第三十七条を第四十六条とし、第三十六条の次に次の九条を加える。

（勤勉手当の支給対象外職員）

第三十七条 条例第十三条の三の規定により準用する条例第八条の三第一項前段の教育委員会規則で定める日勤講師については、第三十条第一項の規定を準用する。

2 条例第十三条の三の規定により準用する条例第八条の三第一項後段の教育委員会規則で定める日勤講師については、第三十条第二項の規定を準用する。

（勤勉手当の支給割合）

第三十八条 条例第十三条の三の規定により準用する条例第八条の三第二項の教育委員会
会が定める支給割合は、次条に規定する期間率に、第四十一条に規定する成績率を乗
じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成
績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨て
るものとする。

（勤勉手当の支給割合算定に係る期間率）

第三十九条 期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、学校職員の
勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号。以下「学校職
員勤勉手当規則」という。）第三条の二第一項の表に定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、第四十二条第一項第一号の規定に該当することにより勤
務期間等を通算することとなる日勤講師であつて、基準日を除く支給期間中教育公務
員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条又は公立の学校の事務職員の休職の特
例に関する法律（昭和三十二年法律第十七号）に掲げる事由に該当して休職にされ、
基準日現在勤務している者の期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に
応じ、学校職員勤勉手当規則第三条の二第二項の表に定める割合とする。

（勤務期間）

第四十条 前条の勤務期間は、条例の適用を受ける日勤講師として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。

一 第三十二条第二項第一号から第五号までに掲げる期間

二 別表第一の傷病欠勤により勤務しなかった期間

三 第二十二条に規定する介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間（定められた勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

四 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であって教育長が別に定める事由若しくは傷病若しくは交通機関の事故等の事由によらないで、又は無届で勤務しない日（以下「私事欠勤等」という。）の取扱いを受けた期間

五 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間

3 日勤講師が定められた勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、教育長が別に定める期間を除算する。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しな

い場合

二 第二十二條の二の規定により介護時間を承認され、これにより勤務しない場合（教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

三 育児休業法第十九條第一項に規定する部分休業により勤務しない場合（教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

4 第四十二條第一項第一号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる日勤講師であつて、第三十九條第二項に規定する休職（以下この項において「結核休職」という。）にされた者の勤務期間の算定に当たっては、結核休職にされた期間（当該期間が育児休業法第十條第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間中の場合は、結核休職にされた期間に育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に勤務時間条例第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た期間）を除算する。

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第四十一条 成績率は、日勤講師の勤務成績により、一万分の一万二百三十七・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第三号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、日勤講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

3 第一項の規定にかかわらず、日勤講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

4 前二項の場合において、私事欠勤等は、日を単位として計算する。

5 日勤講師が、定められた勤務時間の一部において私事欠勤等の事由により勤務しない場合は、当該勤務しない時間を教育長が別に定めるところにより日に換算する。
(勤務期間等の通算)

第四十二条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける日勤講師となった場合に

においては、条例適用前のそれらの職員としての在職期間、私事欠勤等又は法第二十九条第一項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分（これらに相当する処分を含む。）をそれぞれ条例適用後の勤務期間、私事欠勤等又は同項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分とみなして第三十八条から前条までの規定を適用する。

一 給与条例の適用を受けていた者

二 職員の給与に関する条例の適用を受けていた者

三 前各号に定める者のほか、特に教育長が定める者

2 前項の規定にかかわらず、条例の適用を受ける日勤講師で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

（勤勉手当基礎額の意義）

第四十三条 条例第十三条の三の規定により準用する条例第八条の三第二項の教育委員会規則で定める額（以下「勤勉手当基礎額」という。）については、第三十四条の規定を準用する。

（勤勉手当の支給日）

第四十四条 勤勉手当の支給日については、第三十五条の規定を準用する。

（勤勉手当基礎額の端数計算）

第四十五条 勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第二号及び第二十三条の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十一条に規定する災害休暇の請求等は、令和六年一月一日前においても行うことができる。

職員の給料の調整額に関する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「一七、二〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「二一、五〇〇円」を「二一、七〇〇円」に、「二九、九〇〇円」を「三〇、一〇〇円」に、「三七、九〇〇円」を「三八、二〇〇円」に、「三八、一〇〇円」を「三八、四〇〇円」に、「三四、三〇〇円」を「三四、六〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

2 令和五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、この規則による改正前の職員の給料の調整額に関する規則の規定により既に支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年 月 日

東京都教育委員会

・ 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級	定額
1 級	<p>11,700 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</p> <p>1 号給 8,992 円、 2 号給 9,064 円、 3 号給 9,135 円、 4 号給 9,207 円、 5 号給 9,284 円、 6 号給 9,366 円、 7 号給 9,449 円、 8 号給 9,537 円、 9 号給 9,625 円、 10 号給 9,718 円、 11 号給 9,817 円、 12 号給 9,922 円、 13 号給 10,026 円、 14 号給 10,131 円、 15 号給 10,241 円、 16 号給 10,351 円、 17 号給 10,466 円、 18 号給 10,593 円、 19 号給 10,719 円、 20 号給 10,846 円、 21 号給 10,972 円、 22 号給 11,027 円、 23 号給 11,088 円、 24 号給 11,148 円、 25 号給 11,209 円、 26 号給 11,275 円、 27 号給 11,341 円、 28 号給 11,407 円、 29 号給 11,473 円、 30 号給 11,533 円、 31 号給 11,594 円、 32 号給 11,654 円</p>
2 級	<p>14,400 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</p> <p>1 号給 10,686 円、 2 号給 10,796 円、 3 号給 10,906 円、 4 号給 11,016 円、 5 号給 11,126 円、 6 号給 11,242 円、 7 号給 11,352 円、 8 号給 11,462 円、 9 号給 11,572 円、 10 号給 11,676 円、 11 号給 11,781 円、 12 号給 11,885 円、 13 号給 11,990 円、 14 号給 12,094 円、 15 号給 12,199 円、 16 号給 12,303 円、 17 号給 12,413 円、 18 号給 12,529 円、 19 号給 12,644 円、 20 号給 12,760 円、 21 号給 12,870 円、 22 号給 12,985 円、 23 号給 13,095 円、 24 号給 13,205 円、 25 号給 13,310 円、 26 号給 13,420 円、 27 号給 13,524 円、 28 号給 13,629 円、 29 号給 13,733 円、 30 号給 13,838 円、 31 号給 13,948 円、 32 号給 14,052 円、 33 号給 14,157 円、 34 号給 14,267 円、 35 号給 14,371 円</p>
3 級	<p>14,900 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</p> <p>1 号給 13,882 円、 2 号給 14,003 円、 3 号給 14,118 円、 4 号給 14,228 円、 5 号給 14,338 円、 6 号給 14,454 円、 7 号給 14,564 円、 8 号給 14,679 円、 9 号給 14,789 円</p>
4 級	<p>15,300 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。</p> <p>1 号給 15,108 円、 2 号給 15,224 円</p>
5 級	<p>15,800 円</p>
6 級	<p>17,400 円</p>

別表第2（第3条関係）

職務の級	定額
1 級	8,000 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 7,357 円、2 号給 7,416 円、3 号給 7,474 円、4 号給 7,533 円、5 号給 7,596 円、 6 号給 7,663 円、7 号給 7,731 円、8 号給 7,803 円、9 号給 7,875 円、10 号給 7,951 円
2 級	10,700 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 8,743 円、2 号給 8,833 円、3 号給 8,923 円、4 号給 9,013 円、5 号給 9,103 円、 6 号給 9,198 円、7 号給 9,288 円、8 号給 9,378 円、9 号給 9,468 円、10 号給 9,553 円、 11 号給 9,639 円、12 号給 9,724 円、13 号給 9,810 円、14 号給 9,895 円、15 号給 9,981 円、 16 号給 10,066 円、17 号給 10,156 円、18 号給 10,251 円、19 号給 10,345 円、20 号給 10,440 円、 21 号給 10,530 円、22 号給 10,624 円
3 級	11,100 円
4 級	11,400 円
5 級	11,700 円
6 級	12,700 円

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(内 払)

2 令和五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、改正前の学校職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて、職員に支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

訓令甲第 号

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年 月 日

警視総監 小 島 裕 史

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部を改正する規程

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（平成7年3月31日訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表警備部警備第一課の項中「19,300円」を「19,500円」に改め、同表警備部警護課の項中「警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条」を「警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号」に、「19,300円」を「19,500円」に改め、同表刑事部捜査第一課の項中「19,300円」を「19,500円」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和5年12月26日から施行し、この訓令による改正後の警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第2条の表警備部警備第一課の項から刑事部捜査第一課の項までの調整額の欄の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年4月1日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正前の警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の規定に基づいて既に支給された給料の調整額は、改正後の規程の規定による給料の調整額の内払とみなす。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の九千六百八十」を「一万分の一万百二十」に、「一万分の一万三千百九十九」を「一万分の一万三千七百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の二万五百」を「一万分の二万二千五百」に改め、同項第三号中「一万分の二万一千五百」を「一万分の二万三千」に改め、同項第四号中「一万分の九千五百六十七・五」を「一万分の一万四百五十七・五」に、「一万分の一万六千」を「一万分の一万七千五百」に改め、同項第五号中「一万分の九千六百七十五」を「一万分の一万五百七十五」に、「一万分の一万五千」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第六号中「一万分の五千六十」を「一万分の五千五百」に、「一万分の六千八百九十九」を「一万分の七千四百九十九」に改め、同項第七号中「一万分の五千五百六十二・五」を「一万分の六千七百七十二・五」に改め、同項第八号中「一万分の四千六百七十二・五」を「一万分の五千百十七・五」に、「一万分の六千五百」を「一万分の七千」に改め、同項第九号中「一万分の四千七百二十五」を「一万分の五千百七十五」に、「一万分の六千」を「一万分の六千五百」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、

令和五年十二月一日から適用する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万一千五百」を「一万分の二万三千」に改め、同項第二号中「一万分の九千五百六十七・五」を「一万分の一万四百五十七・五」に、「一万分の一万六千」を「一万分の一万七千五百」に改め、同項第三号中「一万分の九千六百七十五」を「一万分の一万五千七百七十五」に、「一万分の一万五千」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第四号中「一万分の五千五百六十二・五」を「一万分の六千七百七十五」に改め、同項第五号中「一万分の四千六百七十二・五」を「一万分の五千七百七十五」に改め、同項第六号中「一万分の四千七百二十五」を「一万分の五千七百七十五」に、「一万分の六千」を「一万分の六千五百」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

承認事項改正案文一覧

～ 目次 ～

II 人事委員会承認事項の一部改正

- 1 局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（2頁）
- 2 成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外8任命権者）（4頁）

別紙

「局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成23年3月24日付22人委任第131号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p style="text-align: center;">局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（現行のとおり）</p> <p>（局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第3（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>11500</u>超10000分の<u>13799</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>10695</u>以上10000分の<u>11500</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>10120</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>11500</u>とする。</p> <p>（定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>6250</u>超10000分の<u>7499</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5812.5</u>以上10000分の<u>6250</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>5500</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>6250</u>とする。</p> <p>第5から第10まで（現行のとおり）</p>	<p style="text-align: center;">局長級職員の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>（局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第3（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>11000</u>超10000分の<u>13199</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>10230</u>以上10000分の<u>11000</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9680</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>11000</u>とする。</p> <p>（定年前再任用局長級職員及び暫定再任用局長級職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 上位 10000分の<u>5750</u>超10000分の<u>6899</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5347.5</u>以上10000分の<u>5750</u>以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。</p> <p>(3) 下位 10000分の<u>5060</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、10000分の<u>5750</u>とする。</p> <p>第5から第10まで（略）</p>

附 則

この要綱は、令和5年12月26日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

【別紙】

「成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>13717.5</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>12980</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位(A)（現行のとおり）</p> <p>(4) 中位(B) 10000分の<u>12925</u></p> <p>(5) 下位 10000分の<u>12237.5</u></p> <p>(6) 最下位（現行のとおり）</p>	<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>12787.5</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>12100</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位(A)（略）</p> <p>(4) 中位(B) 10000分の<u>11985</u></p> <p>(5) 下位 10000分の<u>11347.5</u></p> <p>(6) 最下位（略）</p>

<p>(行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第6 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 最上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>11162.5</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>10457.5</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>11750</u></p> <p>(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第7 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>11280</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>10575</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>11750</u></p> <p>(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容)</p> <p>第8 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>6345</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>6007.5</u></p> <p>(定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第9 (現行のとおり)</p>	<p>(行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 最上位 (略)</p> <p>(2) 上位 (略)</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>10212.5</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>9567.5</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>10750</u></p> <p>(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>10320</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9675</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>10750</u></p> <p>(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容)</p> <p>第8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5875</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>5562.5</u></p> <p>(定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第9 (略)</p>
--	---

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5462.5
- (3) 下位 10000分の5117.5
- (4) 対象外 10000分の5750

(定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5520
- (3) 下位 10000分の5175
- (4) 対象外 10000分の5750

第11から第22まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和5年12月26日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4987.5
- (3) 下位 10000分の4672.5
- (4) 対象外 10000分の5250

(定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容)

第10 (略)

2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の5040
- (3) 下位 10000分の4725
- (4) 対象外 10000分の5250

第11から第22まで (略)

成績率の運用に関する要綱（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>13717.5</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>12980</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中位(A)（現行のとおり）</p> <p>(4) 中位(B) 10000分の<u>12925</u></p> <p>(5) 下位 10000分の<u>12237.5</u></p> <p>(6) 最下位（現行のとおり）</p>	<p>成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（行（一）5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>12787.5</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>12100</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>（行（一）4級等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上位（略）</p> <p>(3) 中位(A)（略）</p> <p>(4) 中位(B) 10000分の<u>11985</u></p> <p>(5) 下位 10000分の<u>11347.5</u></p> <p>(6) 最下位（略）</p>

<p>(行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第6 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 最上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>11162.5</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>10457.5</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>11750</u></p> <p>(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第7 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>11280</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>10575</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>11750</u></p> <p>(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容)</p> <p>第8 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>6345</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>6007.5</u></p> <p>(定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第9 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p>	<p>(行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 最上位 (略)</p> <p>(2) 上位 (略)</p> <p>(3) 中位 10000分の<u>10212.5</u></p> <p>(4) 下位 10000分の<u>9567.5</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>10750</u></p> <p>(行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>10320</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>9675</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>10750</u></p> <p>(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容)</p> <p>第8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5875</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>5562.5</u></p> <p>(定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容)</p> <p>第9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p>
---	--

<p>(2) 中 位 10000分の<u>5462.5</u> (3) 下 位 10000分の<u>5117.5</u> (4) 対象外 10000分の<u>5750</u></p> <p>(定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第10 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) (1) 上 位 (現行のとおり) (2) 中 位 10000分の<u>5520</u> (3) 下 位 10000分の<u>5175</u> (4) 対象外 10000分の<u>5750</u></p> <p>第11から第22まで (現行のとおり)</p> <p><u>附 則</u> この要綱は、令和5年12月26日から施行し、令和5年12月1日から適用する。</p>	<p>(2) 中 位 10000分の<u>4987.5</u> (3) 下 位 10000分の<u>4672.5</u> (4) 対象外 10000分の<u>5250</u></p> <p>(定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容)</p> <p>第10 (略) 2 (略) (1) 上 位 (略) (2) 中 位 10000分の<u>5040</u> (3) 下 位 10000分の<u>4725</u> (4) 対象外 10000分の<u>5250</u></p> <p>第11から第22まで (略)</p>
---	---

教育職員等の成績率の運用に関する要綱（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">教育職員等の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>（教育5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上 位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>12925</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>12237.5</u></p> <p>(5) 最下位（現行のとおり）</p> <p>（教育監督職等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位（現行のとおり）</p> <p>(2) 上 位（現行のとおり）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>11162.5</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>10457.5</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>11750</u></p> <p>（教育一般職員の成績率の内容）</p> <p>第6（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>(1) 上 位（現行のとおり）</p> <p>(2) 中 位 10000分の<u>11280</u></p> <p>(3) 下 位 10000分の<u>10575</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>11750</u></p>	<p style="text-align: center;">教育職員等の成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>（教育5級等職員の成績率の内容）</p> <p>第4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上 位（略）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>11985</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>11347.5</u></p> <p>(5) 最下位（略）</p> <p>（教育監督職等職員の成績率の内容）</p> <p>第5（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 最上位（略）</p> <p>(2) 上 位（略）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>10212.5</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>9567.5</u></p> <p>(5) 対象外 10000分の<u>10750</u></p> <p>（教育一般職員の成績率の内容）</p> <p>第6（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 上 位（略）</p> <p>(2) 中 位 10000分の<u>10320</u></p> <p>(3) 下 位 10000分の<u>9675</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>10750</u></p>

<p>(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容)</p> <p>第7 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>6345</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>6007.5</u></p> <p>(定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率の内容)</p> <p>第8 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5462.5</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>5117.5</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>5750</u></p> <p>(定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の内容)</p> <p>第9 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) 上位 (現行のとおり)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5520</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>5175</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>5750</u></p> <p>第10から第20まで (現行のとおり)</p> <p><u>附 則 (令和5年12月 日付5教人勤第240号)</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年12月26日から施行し、令和5年12月1日から適用する。</u></p>	<p>(定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容)</p> <p>第7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5875</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>5562.5</u></p> <p>(定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率の内容)</p> <p>第8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>4987.5</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4672.5</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>5250</u></p> <p>(定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の内容)</p> <p>第9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 上位 (略)</p> <p>(2) 中位 10000分の<u>5040</u></p> <p>(3) 下位 10000分の<u>4725</u></p> <p>(4) 対象外 10000分の<u>5250</u></p> <p>第10から第20まで (略)</p>
---	---

【別紙】

「勤勉手当の成績率に関する運用要綱」（平成8年3月29日付7人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。
記

改 正 案	現 行
<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>第1から第8まで（現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和5年12月26日から施行し、令和5年12月1日から適用する。</u></p>	<p>勤勉手当の成績率に関する運用要綱</p> <p>第1から第8まで（略）</p>

改正案

現行

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の <u>13717.5</u>
下位	D	10000分の <u>13422.5</u>
最下位	E	10000分の <u>10767.5</u>
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第1

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の <u>12787.5</u>
下位	D	10000分の <u>12512.5</u>
最下位	E	10000分の <u>10037.5</u>
備考	1 署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の <u>12925</u>
下位	D	10000分の <u>12650</u>
最下位	E	10000分の <u>10175</u>
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第2

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の <u>11985</u>
下位	D	10000分の <u>11730</u>
最下位	E	10000分の <u>9435</u>
備考	1 副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の <u>11162.5</u>
下位	D	10000分の <u>11045</u>
最下位	E	10000分の <u>10457.5</u>
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第3

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 (総評の分布率)	割合
最上位	(10%以内) ^A	支給の都度定める。
上位	(30%以内-「A」) ^B	支給の都度定める。
中位	(95%以内-「A・B」) ^C	10000分の <u>10212.5</u>
下位	D	10000分の <u>10105</u>
最下位	E	10000分の <u>9567.5</u>
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>11162.5</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>10457.5</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>11280</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>10575</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

暫定再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>6345</u>
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の <u>6007.5</u>
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第4

係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、10%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>10212.5</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>9567.5</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第5

副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
最上位	成績率対象者である職員のうち、5%程度の者	支給の都度定める。
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中位	最上位、上位及び下位以外の者	10000分の <u>10320</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>9675</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第6

暫定再任用管理職員の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、30%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>5875</u>
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の <u>5562.5</u>
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改正案

別表第7

暫定再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>5462.5</u>
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の <u>5117.5</u>
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

暫定再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>5462.5</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>5117.5</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

定年前再任用副主査職等及び暫定再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>5520</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>5175</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第7

暫定再任用係長職の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>4987.5</u>
下位	個評欄の評語がD又はEの者	10000分の <u>4672.5</u>
備考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第8

暫定再任用係長職警部補の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>4987.5</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>4672.5</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第9

定年前再任用副主査職等及び暫定再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基準	割合
上位	成績率対象者である職員のうち、40%程度の者	支給の都度定める。
中位	上位及び下位以外の者	10000分の <u>5040</u>
下位	業績評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにEの者	10000分の <u>4725</u>
備考	1 第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 2 上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別紙

「東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行
<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位 （現行のとおり）</p> <p>(2) 上 位 （現行のとおり）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>13717.5</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>12980</u></p> <p>(5) 最下位 （現行のとおり）</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>(1) 最上位 （現行のとおり）</p> <p>(2) 上 位 （現行のとおり）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>12925</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>12237.5</u></p> <p>(5) 最下位 （現行のとおり）</p> <p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p>	<p>東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱</p> <p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 部長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) 最上位 （略）</p> <p>(2) 上 位 （略）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>12787.5</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>12100</u></p> <p>(5) 最下位 （略）</p> <p>第5 課長級職員の成績率の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(1) 最上位 （略）</p> <p>(2) 上 位 （略）</p> <p>(3) 中 位 10000分の<u>11985</u></p> <p>(4) 下 位 10000分の<u>11347.5</u></p> <p>(5) 最下位 （略）</p> <p>第6 係長等職員の成績率の内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p>

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の11162.5
- (4) 下位 10000分の10810
- (5) 最下位 10000分の10457.5
- (6) 対象外 10000分の11750

第7 主任級以下職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)

- (1) 最上位 (現行のとおり)
- (2) 上位 (現行のとおり)
- (3) 中位 10000分の11280
- (4) 下位 10000分の10927.5
- (5) 最下位 10000分の10575
- (6) 対象外 10000分の11750

第8 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の6345
- (3) 下位 10000分の6007.5

第9 定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率の内容

- 1 (現行のとおり)
- 2 (現行のとおり)

- (1) 上位 (現行のとおり)
- (2) 中位 10000分の5462.5
- (3) 下位 10000分の5117.5
- (4) 対象外 10000分の5750

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の10212.5
- (4) 下位 10000分の9890
- (5) 最下位 10000分の9567.5
- (6) 対象外 10000分の10750

第7 主任級以下職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)

- (1) 最上位 (略)
- (2) 上位 (略)
- (3) 中位 10000分の10320
- (4) 下位 10000分の9997.5
- (5) 最下位 10000分の9675
- (6) 対象外 10000分の10750

第8 定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の5875
- (3) 下位 10000分の5562.5

第9 定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率の内容

- 1 (略)
- 2 (略)

- (1) 上位 (略)
- (2) 中位 10000分の4987.5
- (3) 下位 10000分の4672.5
- (4) 対象外 10000分の5250

第10 定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の内容

1 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(1) 上位 (現行のとおり)

(2) 中位 10000分の5520

(3) 下位 10000分の5175

(4) 対象外 10000分の5750

第11から第25まで (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和5年12月26日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

第10 定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の内容

1 (略)

2 (略)

(1) 上位 (略)

(2) 中位 10000分の5040

(3) 下位 10000分の4725

(4) 対象外 10000分の5250

第11から第25まで (略)

規則改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（4頁）
- 3 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（6頁）
- 4 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（7頁）
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（8頁）
- 6 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（9頁）
- 7 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（10頁）
- 8 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（11頁）
- 9 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（19頁）
- 10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（24頁）
- 11 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（29頁）
- 12 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（30頁）
- 13 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正（33頁）
- 14 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（34頁）
- 15 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（36頁）

改正案

現行

<p>第一条から第二十条まで （現行のとおり） （育児時間）</p> <p>第二十一条 育児時間は、生後一年六月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇とする。</p> <p>2 育児時間は、正規の勤務時間において、一生児（一回の出産で産まれた複数の生児は、一生児とみなす。以下同じ。）について一日二回それぞれ四十五分間承認する。ただし、任命権者の承認を受けた場合には、一日について二回を超えず、かつ、九十分を超えない範囲内で一回につき三十分以上（生後一年に達し、かつ、生後一年六月に達しない生児にあつては、十五分以上）で四十五分に十五分を単位として増減した時間とすることができる。</p> <p>3から6まで （現行のとおり）</p> <p>第二十二條から第二十四條まで （現行のとおり） （災害休暇）</p> <p>第二十五条 災害休暇は、地震、水害、火災その他の災害により次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当と認められるときの休暇とする。</p> <p>一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p> <p>2 災害休暇は、日を単位として、災害により現住居が滅失し、若</p>	<p>第一条から第二十条まで （略） （育児時間）</p> <p>第二十一条 育児時間は、生後一年三月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇とする。</p> <p>2 育児時間は、正規の勤務時間において、一生児（一回の出産で産まれた複数の生児は、一生児とみなす。以下同じ。）について一日二回それぞれ四十五分間承認する。ただし、任命権者の承認を受けた場合には、一日について二回を超えず、かつ、九十分を超えない範囲内で一回につき三十分以上（生後一年に達し、かつ、生後一年三月に達しない生児にあつては、十五分以上）で四十五分に十五分を単位として増減した時間とすることができる。</p> <p>3から6まで （略）</p> <p>第二十二條から第二十四條まで （略） （災害休暇）</p> <p>第二十五条 災害休暇は、職員の現住居が地震、水害、火災その他の災害により滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 災害休暇は、日を単位として、災害により現住居が滅失し、又</p>
--	---

<p>しくは損壊した日又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した日から起算して七日を超えない範囲内で必要と認められる期間承認する。</p> <p>3 災害休暇を請求するときは、災害により現住居が滅失し、若しくは損壊したこと又は生活に必要な水、食料等が著しく不足したことを確認できる証明書等を示さなければならない。</p> <p>第二十六条から第二十六条の四まで (現行のとおり)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第二十七条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 介護休暇を承認された期間又は前項に規定する介護休暇の利用方法は、承認された各期間について一回に限り変更することができる。</p> <p>4 から7まで (現行のとおり)</p> <p>第二十七条の二から第二十九条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第一から別表第三まで (現行のとおり)</p> <p>別記第一号様式から第六号様式まで (現行のとおり)</p>	<p>は損壊した日から起算して七日を超えない範囲内で必要と認められる期間承認する。</p> <p>3 災害休暇を請求するときは、災害により現住居が滅失し、又は損壊したことを確認できる証明書等を示さなければならない。</p> <p>第二十六条から第二十六条の四まで (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する介護休暇の利用方法は、第一項ただし書の規定により承認された介護休暇にあつては、承認された期間について一回に限り変更することができる。</p> <p>4 から7まで (略)</p> <p>第二十七条の二から第二十九条まで (略)</p> <p>別表第一から別表第三まで (略)</p> <p>別記第一号様式から第六号様式まで (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>第一条から第二十一条まで （現行のとおり）</p> <p>（育児時間）</p> <p>第二十二条 育児時間は、生後<u>一年六月</u>に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇とする。</p> <p>2 育児時間は、正規の勤務時間において、一生児（一回の出産で生まれた複数の生児は、一生児とみなす。以下同じ。）について一日二回それぞれ四十五分間承認する。ただし、教育委員会の承認を受けた場合には、一日について二回を超えず、かつ、九十分を超えない範囲内で一回につき三十分以上（生後一年に達し、かつ、生後<u>一年六月</u>に達しない生児にあつては、十五分以上）で四十五分に十五分を単位として増減した時間とすることができる。</p> <p>3から6まで （現行のとおり）</p> <p>第二十三条から第二十五条まで （現行のとおり）</p> <p>（災害休暇）</p> <p>第二十六条 災害休暇は、地震、水害、火災その他の災害により次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当と認められるときの休暇とする。</p> <p>一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそ</p>	<p>第一条から第二十一条まで （略）</p> <p>（育児時間）</p> <p>第二十二条 育児時間は、生後<u>一年三月</u>に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇とする。</p> <p>2 育児時間は、正規の勤務時間において、一生児（一回の出産で生まれた複数の生児は、一生児とみなす。以下同じ。）について一日二回それぞれ四十五分間承認する。ただし、教育委員会の承認を受けた場合には、一日について二回を超えず、かつ、九十分を超えない範囲内で一回につき三十分以上（生後一年に達し、かつ、生後<u>一年三月</u>に達しない生児にあつては、十五分以上）で四十五分に十五分を単位として増減した時間とすることができる。</p> <p>3から6まで （略）</p> <p>第二十三条から第二十五条まで （略）</p> <p>（災害休暇）</p> <p>第二十六条 災害休暇は、職員の現住居が地震、水害、火災その他の災害により滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>

<p>これらの確保を行うことができないとき。</p> <p>2 災害休暇は、日を単位として、災害により現住居が滅失し、若しくは損壊した日又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した日から起算して七日を超えない範囲内で必要と認められる期間承認する。</p> <p>3 災害休暇を請求するときは、災害により現住居が滅失し、若しくは損壊したこと又は生活に必要な水、食料等が著しく不足したことを確認できる証明書等を示さなければならない。</p> <p>第二十七条から第二十七条の四まで (現行のとおり)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第二十八条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 介護休暇を承認された期間又は前項に規定する介護休暇の利用方法は、承認された各期間について一回に限り変更することができる。</p> <p>4 から7まで (現行のとおり)</p> <p>第二十八条の二から第三十二条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第一から別表第四まで (現行のとおり)</p> <p>別記第一号様式から第六号様式まで (現行のとおり)</p>	<p>2 災害休暇は、日を単位として、災害により現住居が滅失し、又は損壊した日から起算して七日を超えない範囲内で必要と認められる期間承認する。</p> <p>3 災害休暇を請求するときは、災害により現住居が滅失し、又は損壊したことを確認できる証明書等を示さなければならない。</p> <p>第二十七条から第二十七条の四まで (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する介護休暇の利用方法は、第一項ただし書の規定により承認された介護休暇にあつては、承認された期間について一回に限り変更することができる。</p> <p>4 から7まで (略)</p> <p>第二十八条の二から第三十二条まで (略)</p> <p>別表第一から別表第四まで (略)</p> <p>別記第一号様式から第六号様式まで (略)</p>
---	---

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第十四条まで （現行のとおり）</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>第十六条から第二十三条まで （現行のとおり）</p> <p>（災害休暇）</p> <p>第二十三条の二 災害休暇については、規則第二十五条の規定を準用する。</p> <p>第二十四条から第二十九条まで （現行のとおり）</p> <p>（期間計算）</p> <p>第三十条 第十七条、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十六条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。</p> <p>第三十一条から第二十三条まで （現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第四まで （現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十四条まで （略）</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第十六条から第二十三条まで （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十四条から第二十九条まで （略）</p> <p>（期間計算）</p> <p>第三十条 第十七条、第二十二條、第二十三條及び第二十六條の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。</p> <p>第三十一条から第二十三條まで （略）</p> <p>別表第一から別表第四まで （略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第十四条まで（現行のとおり） （特別休暇）</p> <p>第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第十六条から第二十三条まで（現行のとおり） （災害休暇）</p> <p>第二十三条の二 災害休暇については、規則第二十五条の規定を準用する。</p> <p>第二十四条から第二十九条まで（現行のとおり） （期間計算）</p> <p>第三十条 第十七条、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十六条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。</p> <p>第三十一条から第三十三条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第四まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十四条まで（略） （特別休暇）</p> <p>第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第十六条から第二十三条まで（略） （新設）</p> <p>第二十四条から第二十九条まで（略） （期間計算）</p> <p>第三十条 第十七条、第二十一条、第二十三条及び第二十六条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。</p> <p>第三十一条から第三十三条まで（略） 別表第一から別表第四まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第十四条まで（現行のとおり） （特別休暇）</p> <p>第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第十六条から第二十三条まで（現行のとおり） （災害休暇）</p> <p>第二十三条の二 災害休暇については、規則第二十六条の規定を準用する。</p> <p>第二十四条から第二十九条まで（現行のとおり） （期間計算）</p> <p>第三十条 第十七条、第二十二條から第二十三條の二まで及び第二十六條の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。</p> <p>第三十一条から第二十三条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第四まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十四条まで（略） （特別休暇）</p> <p>第十五条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第十六条から第二十三条まで（略） （新設）</p> <p>第二十四条から第二十九条まで（略） （期間計算）</p> <p>第三十条 第十七条、第二十二條、第二十三條及び第二十六條の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。</p> <p>第三十一条から第二十三条まで（略） 別表第一から別表第四まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第十三条まで（現行のとおり） （特別休暇）</p> <p>第十四条 議長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第十五条から第二十二條まで（現行のとおり） （災害休暇）</p> <p>第二十二條の二 災害休暇については、規則第二十五條の規定を準用する。</p> <p>第二十三條から第二十八條まで（現行のとおり） （期間計算）</p> <p>第二十九條 第十六條、第二十一條から第二十二條の二まで及び第二十五條の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。</p> <p>第三十條から第三十二條まで（現行のとおり） 別表第一から別表第四まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十三条まで（略） （特別休暇）</p> <p>第十四条 議長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第十五条から第二十二條まで（略） （新設）</p> <p>第二十三條から第二十八條まで（略） （期間計算）</p> <p>第二十九條 第十六條、第二十一條、第二十二條及び第二十五條の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。</p> <p>第三十條から第三十二條まで（略） 別表第一から別表第四まで（略）</p>

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）
新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条から第12条まで（現行のとおり） （特別休暇）</p> <p>第13条 所属長は、会計年度任用職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、<u>災害休暇</u>、夏季特別休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第14条から第21条まで（現行のとおり） <u>（災害休暇）</u></p> <p><u>第21条の2 会計年度任用職員の災害休暇については、休日休暇規程第19条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第22条から第27条まで（現行のとおり） （期間の計算）</p> <p>第28条 <u>第15条、第20条から第21条の2まで及び第24条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。</u></p> <p>第29条から第31条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第1から別表第4まで（現行のとおり）</p>	<p>第1条から第12条まで（略） （特別休暇）</p> <p>第13条 所属長は、会計年度任用職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、<u>夏季特別休暇</u>及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第14条から第21条まで（略） （新設）</p> <p>第22条から第27条まで（略） （期間の計算）</p> <p>第28条 <u>第15条、第20条、第21条及び第24条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。</u></p> <p>第29条から第31条まで（略）</p> <p>別表第1から別表第4まで（略）</p>

改正案	現行
<p>非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第十四条まで （現行のとおり） （報酬の減額免除等）</p> <p>第十五条 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>一から七まで （現行のとおり）</p> <p>八 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により災害休暇を承認されている場合</p> <p>九から十一まで （現行のとおり）</p> <p>3 から5まで （現行のとおり）</p> <p>第十六条から第十八条まで （現行のとおり） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間）</p> <p>第十九条 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>一及び二 （現行のとおり）</p> <p>三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六</p>	<p>非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第十四条まで （略） （報酬の減額免除等）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一から七まで （略）</p> <p>(新設)</p> <p>八から十まで （略）</p> <p>3 から5まで （略）</p> <p>第十六条から第十八条まで （略） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一及び二 （略）</p> <p>三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六</p>

年東京都条例第十六号) 第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間(第十五条第二項第十号に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号) 第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程(昭和四十六年東京都訓令甲第六十八号) 第四条の規定に基づく適用基準のうち総務局長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。)

四から六まで (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

第二十条から第二十三条まで (現行のとおり)

(勤勉手当の支給対象外職員)

第二十四条 条例第六条第一項前段の東京都規則で定める会計年度任用職員については、第十七条第一項の規定を準用する。

2 条例第六条第一項後段の東京都規則で定める会計年度任用職員については、第十七条第二項の規定を準用する。

(勤勉手当の支給割合)

第二十五条 条例第六条第二項に規定する支給割合は、次条に規定する期間率に、第二十八条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(勤勉手当の支給割合算定に係る期間率)

年東京都条例第十六号) 第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間(第十五条第二項第九号に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号) 第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程(昭和四十六年東京都訓令甲第六十八号) 第四条の規定に基づく適用基準のうち総務局長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。)

四から六まで (略)

3 (略)

第二十条から第二十三条まで (略)

(新設)

(新設)

第二十六条 期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号。以下「勤勉手当規則」という。）第三条の二第一項の表に定める割合とする。

（新設）

2 前項の規定にかかわらず、第二十九条第一項第二号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる会計年度任用職員であつて、基準日を除く支給期間中教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）に掲げる事由に該当して休職にされ、基準日現在勤務している者の期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、勤勉手当規則第三条の二第二項の表に定める割合とする。

（勤務期間）

第二十七条 前条の勤務期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間について日を単位として計算する。

（新設）

2 前項の期間の算定に当たつては、次に掲げる期間を除外する。

- 一 第十九条第二項第一号から第五号までに掲げる期間
- 二 会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）別表、東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）別表、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都議会令第四号）別表、警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年警視庁訓令甲第十六号）別表又は東京

消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京消防庁訓令第十五号）別表の傷病欠勤により勤務しなかった期間

三 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間（所定の勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

四 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であつて任命権者が別に定める事由若しくは傷病若しくは交通機関の事故等の事由によらないで、又は無届で勤務しない日（以下「私事欠勤等」という。）の取扱いを受けた期間

五 任命権者が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間

3 会計年度任用職員が所定の勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、任命権者が別に定める期間を除外する。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しない場合

二 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により介護時間を承認され、これにより勤務しない場合（任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務し

ない場合（任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

- 4 第二十九条第一項第二号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる会計年度任用職員であつて、第二十六条第二項に規定する休職（以下この項において「結核休職」という。）にされた者の勤務期間の算定に当たつては、結核休職にされた期間（当該期間が育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間中の場合は、結核休職にされた期間に育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た期間）を除算する。

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

- 第二十八条 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、一万分の一万二百三十七・五以上、勤勉手当規則第三条の四第一項第五号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

- 3 第一項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期

（新設）

間において勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

4 前二項の場合において、私事欠勤等は、日を単位として計算する。

5 会計年度任用職員が所定の勤務時間の一部において私事欠勤等の事由により勤務しない場合は、当該勤務しない時間を任命権者が別に定めるところにより日に換算する。

(勤務期間等の通算)

第二十九条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員となつた場合においては、条例適用前のそれらの職員としての在職期間、私事欠勤等又は法第二十九条第一項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分（これらに相当する処分を含む。）をそれぞれ条例適用後の勤務期間、私事欠勤等又は同項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分とみなして第二十五条から前条までの規定を適用する。

一 給与条例の適用を受けていた者

二 学校職員給与条例の適用を受けていた者

三 前二号に定める者のほか、特に任命権者が定める者

2 条例の適用を受ける会計年度任用職員で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

(勤勉手当基礎額の意義)

第三十条 条例第六条第二項の東京都規則で定める額（以下「勤勉

(新設)

(新設)

手当基礎額」という。)については、第二十一条の規定を準用する。

(勤勉手当の支給日)

第三十一条 勤勉手当の支給日については、第二十二条の規定を準用する。

(勤勉手当基礎額の端数計算)

第三十二条 勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第三十三条 この規則に定めるもののほか、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則

1から3まで (現行のとおり)

4 附則第二項の報酬が支給される場合における第二十一条(第三十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二十一条第一項第一号中「給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」とあるのは、「給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」とする。

5 前三項の規定は、東京都職員の特種勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第十二号)附則第四項に規定する規則で定める日限り、その効力を失う。ただし、同日までに附則第二項の規定により支給することとなった報酬で同日後に支給するもの並びに附則第三項の支給日が属する支給期間に係る期末手当及び勤勉手

(新設)

(新設)

(委任)

第二十四条 この規則に定めるもののほか、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則

1から3まで (略)

4 附則第二項の報酬が支給される場合における第二十一条の規定の適用については、同条第一項第一号中「給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」とあるのは、「給与条例第十三条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬及び給与条例第十五条に規定する超過勤務手当に相当する報酬」とする。

5 前三項の規定は、東京都職員の特種勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第十二号)附則第四項に規定する規則で定める日限り、その効力を失う。ただし、同日までに附則第二項の規定により支給することとなった報酬で同日後に支給するもの及び附則第三項の支給日が属する支給期間に係る期末手当については、

当については、前三項の規定は、同条例附則第四項に規定する規則で定める日後も、なお効力を有する。
別表第一及び別表第二（現行のとおり）

前三項の規定は、同条例附則第四項に規定する規則で定める日後も、なお効力を有する。
別表第一及び別表第二（略）

改正案	現行
<p>第一条から第十八条まで（現行のとおり） （特別休暇）</p> <p>第十八条の二（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 前号及び次項から第六項までに定めるもののほか、時間講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条から第十九条まで、第二十条から第二十六条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該時間講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三条の三第二項及び第二十七条の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>5 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、慶弔休暇及び災害休暇の承認期間及び承認回数は、各学校において承認した期間及び回数を通算するものとする。</p> <p>6（現行のとおり） 第十八条の三から第二十条の二まで（現行のとおり） （期間計算）</p> <p>第二十一条 妊娠出産休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇及び介護休暇の期間には、当該休暇を承認する学校において勤務を割り振られない日を含むものとする。</p> <p>第二十二條から第二十七條まで（現行のとおり） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間）</p> <p>第二十八條（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十八条まで（略） （特別休暇）</p> <p>第十八条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号及び次項から第六項までに定めるもののほか、時間講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条から第十九条まで、第二十条から第二十五条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該時間講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三条の三第二項及び第二十七条の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>5 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇及び慶弔休暇の承認期間及び承認回数は、各学校において承認した期間及び回数を通算するものとする。</p> <p>6（略） 第十八条の三から第二十条の二まで（略） （期間計算）</p> <p>第二十一条 妊娠出産休暇、生理休暇、慶弔休暇及び介護休暇の期間には、当該休暇を承認する学校において勤務を割り振られない日を含むものとする。</p> <p>第二十二條から第二十七條まで（略） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間）</p> <p>第二十八條（略）</p>

2 (現行のとおり)

3 第十四条の規定により定められた勤務時間(以下「定められた勤務時間」という。)の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、教育長が別に定める期間を除外する。
第二十九条から第三十二条まで (現行のとおり)

(勤勉手当の支給対象外職員)

第三十三条 条例第八条の三第一項前段の教育委員会規則で定める時間講師については、第二十六条第一項の規定を準用する。

2 条例第八条の三第一項後段の教育委員会規則で定める時間講師については、第二十六条第二項の規定を準用する。

(勤勉手当の支給割合)

第三十四条 条例第八条の三第二項の教育委員会が定める支給割合は、次条に規定する期間率に、第三十七条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(勤勉手当の支給割合算定に係る期間率)

第三十五条 期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、学校職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号。以下「学校職員勤勉手当規則」という。)第三十条の二第一項の表に定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、第三十八条第一項第一号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる時間講師であつて、基準日を除く支給期間中教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十四条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第十七号)に掲げる事由に該当して休職にされ、基準日現在勤務している者の期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、学校職員勤勉手当規則第三条の二第二項の表に定める割合とする。

2 (略)

3 第十四条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、教育長が別に定める期間を除外する。
第二十九条から第三十二条まで (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(勤務期間)

第三十六条 前条の勤務期間は、条例の適用を受ける時間講師として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。

一 第二十八条第二項第一号から第五号までに掲げる期間

二 傷病を原因とする欠勤により勤務しなかつた期間(第十八条第四項第二号に掲げる期間を除く。)

三 第十八条の三に規定する介護休暇を承認され、これにより勤務しなかつた期間(定められた勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。)が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

四 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であつて教育長が別に定める事由若しくは傷病若しくは交通機関の事故等の事由によらないで、又は無届で勤務しない日(以下「私事欠勤等」という。)の取扱いを受けた期間

3 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間
時間講師が定められた勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、教育長が別に定める期間を除算する。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しない場合

二 第十九条の規定により介護時間を承認され、これにより勤務しない場合(教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。)

三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない場合(教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。)

4 第三十八条第一項第一号の規定に該当することにより勤務期間

(新設)

等を通算することとなる時間講師であつて、第三十五条第二項に規定する休職（以下この項において「結核休職」という。）にされた者の勤務期間の算定に当たつては、結核休職にされた期間（当該期間が育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間中の場合は、結核休職にされた期間に育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た期間）を除算する。

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第三十七条 成績率は、時間講師の勤務成績により、一万分の一万二百三十七・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第三号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、時間講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

3 第一項の規定にかかわらず、時間講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

4 前二項の場合において、私事欠勤等は、日を単位として計算する。

5 時間講師が、定められた勤務時間の一部において私事欠勤等の事由により勤務しない場合は、当該勤務しない時間を教育長が別に定めるところにより日に換算する。

（勤務期間等の通算）

（新設）

<p>第三十八条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける時間講師となつた場合においては、条例適用前のそれらの職員としての在職期間、私事欠勤等又は法第二十九条第一項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分（これらに相当する処分を含む。）をそれぞれ条例適用後の勤務期間、私事欠勤等又は同項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分とみなして第三十四条から前条までの規定を適用する。</p> <p>一 給与条例の適用を受けていた者</p> <p>二 職員の給与に関する条例の適用を受けていた者</p> <p>三 前各号に定める者のほか、特に教育長が定める者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、条例の適用を受ける時間講師で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。</p> <p>（勤勉手当基礎額の意義）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第三十九条 条例第八条の三第二項の教育委員会規則で定める方法により月額に換算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）については、第三十条の規定を準用する。</p> <p>（勤勉手当の支給日）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第四十条 勤勉手当の支給日については、第三十一条の規定を準用する。</p> <p>（勤勉手当基礎額の端数計算）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第四十一条 勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>第四十二条及び第四十三条 （現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第三まで （現行のとおり）</p>	<p>第三十三条及び第三十四条 （略）</p> <p>別表第一から別表第三まで （略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第二十条まで（現行のとおり） （特別休暇）</p> <p>第二十一条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 前号に定めるもののほか、日勤講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条から第十九条まで、第二十条から第二十六条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該日勤講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三条の三第二項及び第二十七条の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十二条及び第二十三条の二（現行のとおり） （期間計算）</p> <p>第二十三条 妊娠出産休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇及び介護休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。</p> <p>第二十四条から第三十一条まで（現行のとおり） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間）</p> <p>第三十二条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 第十八条の規定により定められた勤務時間（以下「定められた勤務時間」という。）の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、教育長が別に定める期間を除算する。</p> <p>第三十三条から第三十六条まで（現行のとおり） （勤勉手当の支給対象外職員）</p> <p>第三十七条 条例第十三条の三の規定により準用する条例第八条の</p>	<p>第一条から第二十条まで（略） （特別休暇）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に定めるもののほか、日勤講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条から第十九条まで、第二十条から第二十五条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該日勤講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三条の三第二項及び第二十七条の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十二条及び第二十三条の二（略） （期間計算）</p> <p>第二十三条 妊娠出産休暇、生理休暇、慶弔休暇及び介護休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。</p> <p>第二十四条から第三十一条まで（略） （期末手当の支給割合算定に係る在職期間）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第十八条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、教育長が別に定める期間を除算する。</p> <p>第三十三条から第三十六条まで（略）</p> <p>（新設）</p>

三 第一項前段の教育委員会規則で定める日勤講師については、第三十条第一項の規定を準用する。

2 条例第十三条の三の規定により準用する条例第八条の三第一項後段の教育委員会規則で定める日勤講師については、第三十条第二項の規定を準用する。

(勤勉手当の支給割合)

第三十八条 条例第十三条の三の規定により準用する条例第八条の三第二項の教育委員会が定める支給割合は、次条に規定する期間率に、第四十一条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(勤勉手当の支給割合算定に係る期間率)

第三十九条 期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、学校職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号。以下「学校職員勤勉手当規則」という。)第三十条の二第一項の表に定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、第四十二条第一項第一号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる日勤講師であつて、基準日を除く支給期間中教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十四条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十三年法律第十七号)に掲げる事由に該当して休職にされ、基準日現在勤務している者の期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、学校職員勤勉手当規則第三条の二第二項の表に定める割合とする。

(勤務期間)

第四十条 前条の勤務期間は、条例の適用を受ける日勤講師として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除外する。

一 第三十二条第二項第一号から第五号までに掲げる期間

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 別表第一の傷病欠勤により勤務しなかった期間
 - 三 第二十二条に規定する介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間(定められた勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。)が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - 四 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であつて教育長が別に定める事由若しくは傷病若しくは交通機関の事故等の事由によらないで、又は無届で勤務しない日(以下「私事欠勤等」という。)の取扱いを受けた期間
 - 五 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間
- 3 日勤講師が定められた勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、教育長が別に定める期間を除算する。
- 一 前項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しない場合
 - 二 第二十二条の二の規定により介護時間を承認され、これにより勤務しない場合(教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。)
 - 三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない場合(教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。)
- 4 第四十二条第一項第一号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる日勤講師であつて、第三十九条第二項に規定する休職(以下この項において「結核休職」という。)にされた者の勤務期間の算定に当たっては、結核休職にされた期間(当該期間が育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))として在職した期間中の場合は、結核休職にされた期間に育児短時間勤務職員等として

在職した期間から当該期間に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た期間を除外する。

(勤勉手当の支給割合算定に係る成績率)

第四十一条 成績率は、日勤講師の勤務成績により、一万分の一万二百三十七・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第三号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、日勤講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の二に該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

3 第一項の規定にかかわらず、日勤講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

4 前二項の場合において、私事欠勤等は、日を単位として計算する。

5 日勤講師が、定められた勤務時間の一部において私事欠勤等の事由により勤務しない場合は、当該勤務しない時間を教育長が別に定めるところにより日に換算する。

(勤務期間等の通算)

第四十二条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける日勤講師となつた場合においては、条例適用前のそれらの職員としての在職期間、私事欠勤等又は法第二十九条第一項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分（これらに相当する処分を含む。）をそれぞれ条例適用後の勤務期間、私事欠勤等又は同項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分とみなして第三十八条から前条までの規定を適用する。

一 給与条例の適用を受けていた者

(新設)

(新設)

<p>二 職員の給与に関する条例の適用を受けていた者</p> <p>三 前各号に定める者のほか、特に教育長が定める者</p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、条例の適用を受ける日勤講師で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。</p>	
<p>(勤勉手当基礎額の意義)</p>	
<p>第四十三条 条例第十三条の三の規定により準用する条例第八条の三第二項の教育委員会規則で定める額(以下「勤勉手当基礎額」という。)については、第三十四条の規定を準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(勤勉手当の支給日)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第四十四条 勤勉手当の支給日については、第三十五条の規定を準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(勤勉手当基礎額の端数計算)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第四十五条 勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第四十六条及び第四十七条 (現行のとおり)</p> <p>別表第一から別表第三まで (現行のとおり)</p>	<p>第三十七条及び第三十八条 (略)</p> <p>別表第一から別表第三まで (略)</p>

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）新旧対照表（抄）

改正案	<p>第一条から第四条まで（現行のとおり） 別表第一（第三条関係）（別紙のとおり） 別表第二（第三条関係）（別紙のとおり）</p>
現行	<p>第一条から第四条まで（略） 別表第一（第三条関係）（別紙のとおり） 別表第二（第三条関係）（別紙のとおり）</p>

別表第1（第3条関係）

職務の級	定 額
1 級	11,700 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 8,992 円、2 号給 9,064 円、3 号給 9,135 円、4 号給 9,207 円、5 号給 9,284 円、 6 号給 9,366 円、7 号給 9,449 円、8 号給 9,537 円、9 号給 9,625 円、10 号給 9,718 円、 11 号給 9,817 円、12 号給 9,922 円、13 号給 10,026 円、14 号給 10,131 円、15 号給 10,241 円、 16 号給 10,351 円、17 号給 10,466 円、18 号給 10,593 円、19 号給 10,719 円、20 号給 10,846 円、 21 号給 10,972 円、22 号給 11,027 円、23 号給 11,088 円、24 号給 11,148 円、25 号給 11,209 円、 26 号給 11,275 円、27 号給 11,341 円、28 号給 11,407 円、29 号給 11,473 円、30 号給 11,533 円、 31 号給 11,594 円、32 号給 11,654 円
2 級	14,400 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 10,686 円、2 号給 10,796 円、3 号給 10,906 円、4 号給 11,016 円、5 号給 11,126 円、 6 号給 11,242 円、7 号給 11,352 円、8 号給 11,462 円、9 号給 11,572 円、10 号給 11,676 円、 11 号給 11,781 円、12 号給 11,885 円、13 号給 11,990 円、14 号給 12,094 円、15 号給 12,199 円、 16 号給 12,303 円、17 号給 12,413 円、18 号給 12,529 円、19 号給 12,644 円、20 号給 12,760 円、 21 号給 12,870 円、22 号給 12,985 円、23 号給 13,095 円、24 号給 13,205 円、25 号給 13,310 円、 26 号給 13,420 円、27 号給 13,524 円、28 号給 13,629 円、29 号給 13,733 円、30 号給 13,838 円、 31 号給 13,948 円、32 号給 14,052 円、33 号給 14,157 円、34 号給 14,267 円、35 号給 14,371 円
3 級	14,900 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 13,882 円、2 号給 14,003 円、3 号給 14,118 円、4 号給 14,228 円、5 号給 14,338 円、 6 号給 14,454 円、7 号給 14,564 円、8 号給 14,679 円、9 号給 14,789 円
4 級	15,300 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 15,108 円、2 号給 15,224 円
5 級	15,800 円
6 級	17,400 円

改正案

別表第1（第3条関係）

職務の級	定 額
1 級	11,600 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 8,558 円、2 号給 8,629 円、3 号給 8,701 円、4 号給 8,772 円、5 号給 8,849 円、 6 号給 8,932 円、7 号給 9,014 円、8 号給 9,102 円、9 号給 9,190 円、10 号給 9,284 円、 11 号給 9,383 円、12 号給 9,487 円、13 号給 9,592 円、14 号給 9,696 円、15 号給 9,806 円、 16 号給 9,916 円、17 号給 10,032 円、18 号給 10,158 円、19 号給 10,285 円、20 号給 10,411 円、 21 号給 10,538 円、22 号給 10,593 円、23 号給 10,653 円、24 号給 10,714 円、25 号給 10,780 円、 26 号給 10,846 円、27 号給 10,912 円、28 号給 10,978 円、29 号給 11,044 円、30 号給 11,104 円、 31 号給 11,165 円、32 号給 11,225 円、33 号給 11,291 円、34 号給 11,357 円、35 号給 11,429 円、 36 号給 11,500 円、37 号給 11,572 円
2 級	14,300 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 10,219 円、2 号給 10,329 円、3 号給 10,439 円、4 号給 10,549 円、5 号給 10,659 円、 6 号給 10,774 円、7 号給 10,884 円、8 号給 10,994 円、9 号給 11,104 円、10 号給 11,209 円、 11 号給 11,313 円、12 号給 11,418 円、13 号給 11,522 円、14 号給 11,627 円、15 号給 11,731 円、 16 号給 11,836 円、17 号給 11,946 円、18 号給 12,061 円、19 号給 12,177 円、20 号給 12,292 円、 21 号給 12,402 円、22 号給 12,518 円、23 号給 12,628 円、24 号給 12,743 円、25 号給 12,853 円、 26 号給 12,969 円、27 号給 13,079 円、28 号給 13,189 円、29 号給 13,299 円、30 号給 13,409 円、 31 号給 13,524 円、32 号給 13,634 円、33 号給 13,744 円、34 号給 13,860 円、35 号給 13,970 円、 36 号給 14,080 円、37 号給 14,190 円
3 級	14,800 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 13,442 円、2 号給 13,563 円、3 号給 13,678 円、4 号給 13,794 円、5 号給 13,909 円、 6 号給 14,030 円、7 号給 14,146 円、8 号給 14,267 円、9 号給 14,382 円、10 号給 14,503 円、 11 号給 14,624 円、12 号給 14,745 円
4 級	15,100 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 14,696 円、2 号給 14,817 円、3 号給 14,938 円、4 号給 15,059 円
5 級	15,700 円
6 級	17,300 円

現行

別表第2（第3条関係）

職務の級	定 額
1 級	8,000 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 7,357 円、2 号給 7,416 円、3 号給 7,474 円、4 号給 7,533 円、5 号給 7,596 円、 6 号給 7,663 円、7 号給 7,731 円、8 号給 7,803 円、9 号給 7,875 円、10 号給 7,951 円
2 級	10,700 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 8,743 円、2 号給 8,833 円、3 号給 8,923 円、4 号給 9,013 円、5 号給 9,103 円、 6 号給 9,198 円、7 号給 9,288 円、8 号給 9,378 円、9 号給 9,468 円、10 号給 9,553 円、 11 号給 9,639 円、12 号給 9,724 円、13 号給 9,810 円、14 号給 9,895 円、15 号給 9,981 円、 16 号給 10,066 円、17 号給 10,156 円、18 号給 10,251 円、19 号給 10,345 円、20 号給 10,440 円、 21 号給 10,530 円、22 号給 10,624 円
3 級	11,100 円
4 級	11,400 円
5 級	11,700 円
6 級	12,700 円

改正案

別表第2（第3条関係）

職務の級	定 額
1 級	7,800 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 7,002 円、2 号給 7,060 円、3 号給 7,119 円、4 号給 7,177 円、5 号給 7,240 円、 6 号給 7,308 円、7 号給 7,375 円、8 号給 7,447 円、9 号給 7,519 円、10 号給 7,596 円、 11 号給 7,677 円、12 号給 7,762 円
2 級	10,700 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 8,361 円、2 号給 8,451 円、3 号給 8,541 円、4 号給 8,631 円、5 号給 8,721 円、 6 号給 8,815 円、7 号給 8,905 円、8 号給 8,995 円、9 号給 9,085 円、10 号給 9,171 円、 11 号給 9,256 円、12 号給 9,342 円、13 号給 9,427 円、14 号給 9,513 円、15 号給 9,598 円、 16 号給 9,684 円、17 号給 9,774 円、18 号給 9,868 円、19 号給 9,963 円、20 号給 10,057 円、 21 号給 10,147 円、22 号給 10,242 円、23 号給 10,332 円、24 号給 10,426 円、25 号給 10,516 円、 26 号給 10,611 円
3 級	11,000 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 10,998 円
4 級	11,300 円
5 級	11,500 円
6 級	12,600 円

現行

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（平成7年3月31日訓令甲第16号）新旧対照表

改正案			現行		
第1条（現行のとおり） （支給の範囲及び額）			第1条（略） （支給の範囲及び額）		
第2条（現行のとおり）			第2条（略）		
範囲		調整額	範囲		調整額
勤務所属	職員		勤務所属	職員	
警備部警備第一課	（現行のとおり）	<u>19,500円</u>	警備部警備第一課	（略）	<u>19,300円</u>
警備部警護課	警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）第2条第1号に規定する警護対象者に対する身辺警護の業務に従事することを本務とし、かつ、常態として専従する警察官	<u>19,500円</u>	警備部警護課	警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条に規定する警護対象者に対する身辺警護の業務に従事することを本務とし、かつ、常態として専従する警察官	<u>19,300円</u>
刑事部捜査第一課	（現行のとおり）	<u>19,500円</u>	刑事部捜査第一課	（略）	<u>19,300円</u>
警視庁科学捜査研究所	（現行のとおり）	（現行のとおり）	警視庁科学捜査研究所	（略）	（略）
第3条（現行のとおり）			第3条（略）		

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）

新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第三条の三まで（現行のとおり）

第一条から第三条の三まで（略）

（成績率）

（成績率）

第三条の四（現行のとおり）

第三条の四（略）

一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の二百二十以上一万分の一千三百七十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

一 指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千六百八十以上一万分の一万三千百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行（一）五級等職員（以下「行（一）五級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二千二百五十以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

二 期末手当規則第三条の二第二項に規定する行（一）五級等職員（以下「行（一）五級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（一）四級等職員（以下「行（一）四級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二千三千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

三 期末手当規則第三条の二第一項に規定する行（一）四級等職員（以下「行（一）四級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二千一千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

四 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万四百五十七・五以上一万分の一万七千五

四 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千五百六十七・五以上一万分の一万六千以

百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万五百七十五以上一万分の一万六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 局長級職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千五百以上一万分の七千四百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

七 行(一)五級等職員及び行(一)四級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の六千七・五以上一万分の九千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

八 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千百七・五以上一万分の七千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の五千百七十五以上一万分の六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (現行のとおり)

第四条から第九条まで (現行のとおり)

別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五 前四号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千六百七十五以上一万分の一万五千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六 局長級職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千六十以上一万分の六千八百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

七 行(一)五級等職員及び行(一)四級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千五百六十二・五以上一万分の九千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

八 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千六百七十二・五以上一万分の六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

九 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一万分の四千七百二十五以上一万分の六千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

2から6まで (略)

第四条から第九条まで (略)

別表第一及び別表第二 (略)

改正案	現行
<p>第一条から第三条の三まで（現行のとおり） （成績率）</p> <p>第三条の四（現行のとおり）</p> <p>一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下「教育五級等職員」という。）のうち法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万三千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万四百五十七・五以上一万分の一万七千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の一万五百七十五以上一万分の一万六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 教育五級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の六千七・五以上一万分の九千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>五 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千百十七・五以上一万分の七千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p>	<p>第一条から第三条の三まで（略） （成績率）</p> <p>第三条の四（略）</p> <p>一 条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下「教育五級等職員」という。）のうち法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万一千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>二 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千五百六十七・五以上一万分の一万六千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者 職員の勤務成績により、一万分の九千六百七十五以上一万分の一万五千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>四 教育五級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の五千五百六十二・五以上一万分の九千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>五 別表第一上欄に掲げる給料表に依じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千六百七十二・五以上一万分の六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p>

<p>六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一 万分の五千七百七十五以上一万分の六千五百以下の範囲内で教育 委員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>2から6まで (現行のとおり)</p> <p>第四条から第九条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第一から別表第三まで (現行のとおり)</p>	<p>六 前各号に掲げる職員以外の職員 職員の勤務成績により、一 万分の四千七百二十五以上一万分の六千以下の範囲内で教育委 員会が人事委員会の承認を得て定める割合</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>第四条から第九条まで (略)</p> <p>別表第一から別表第三まで (略)</p>
--	---